平成２１年第１回七戸町議会
予算審査特別委員会
会議録（第３号）

○招集月日　平成２１年　３月　３日

○開会日時　平成２１年　３月１２日　午前１０時０２分

○散会日時　平成２１年　３月１２日　午後　３時３８分

○出席委員（１６名）

委員長	原子　孝君	副委員長	佐々木　寿夫君
委員	附田　俊仁君	委員	瀬川　左一君
委員	盛田　恵津子君	委員	田嶋　弘一君
委員	田嶋　輝雄君	委員	三上　正二君
委員	天間　清太郎君	委員	川村　三十三君
委員	松本　祐一君	委員	二ツ森　圭吉君
委員	田島　政義君	委員	中村　正彦君
委員	白石　洋君	委員	工藤　耕一君

○欠席委員（０名）

○委員外議員（０名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	福士　孝衛君	総務課長	塚尾　義春君
支所長 (兼支所庶務課長)	千葉　岩男君	企画財政課長	楠　章君
税務課長	天間　勤君	町民課長	岡村　茂雄君
社会生活課長	附田　繁志君	健康福祉課長	桜田　明君
会計課長	小林　章廣君	農林課長	森田　耕一君
新幹線建設対策課長	八嶋　亮君	建設課長	天間　一二君
商工観光課長	米内山　敬司君	上下水道課長	神山　俊男君
城南児童館長	成田　武泰君	道ノ上保育所長	向中野　良一君
教育委員長職務代理者	附田　英輔君	教育長	新谷　勝弘君
学務課長	仁和　民夫君	生涯学習課長	米澤　秀一君
スポーツ振興課長補佐	中野　昭弘君	中央公民館長	二ツ森　政人君

南公民館長 (兼中央図書館長)	花松了覚君	農業委員会会長	佐藤午之助君
農業委員会事務局長	中野　均君	代表監査委員	新舘昭子君
選挙管理委員会委員長	松下喜一君	選挙管理委員会事務局長	岡村茂雄君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	小林広一君	事務局次長	築田政光君

○会議を傍聴した者（３名）

○会議の経過

開議　午前１０時０２分

○委員長（原子　孝君）　おはようございます。

ただいまの出席委員は１６名で、定足数に達しています。

したがいまして、予算審査特別委員会は成立しました。

これより、３月１１日に引き続き、本日の会議を開きます。

本日の審査日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、昨日に引き続き、議案第１１号平成２１年度青森県上北郡七戸町一般会計予算の予算審査に入ります。

質疑に入る前に、昨日の質問に対する答弁があります。

初めに、総務課長より。

○総務課長（塚尾義春君）　昨日の松本委員からの御質問で、町長退職手当額のところで訂正をしたいと思います。

２０％削減で、約１，２００万円から１，３００万円ぐらいということになります。ただし、町長の場合、負担額も非常に大きくて、５５％の負担額、約７２５万円を４年間で負担しているということですので、訂正しておわびを申し上げます。

○委員長（原子　孝君）　よろしいですか。

続いて、１１番委員による質問の答弁があります。

建設課長。

○建設課長（天間一二君）　きのうの１１番川村委員からの御質問にお答えします。

まず１点目の、同一工事の指名業者がその工事の下請をしていないかということでございますが、調べましたところ、下請を行っている工事もございます。

２点目の、法的にはどうかという御質問でございますが、法的には規制されておりませんが、一括下請は禁止されておりますので、その一括下請については、担当課のほうで施工体制台帳が提出された時点で確認しチェックしております。

以上でございます。

○委員長（原子　孝君）　１１番委員、よろしいですか。

１１番委員。

○委員（川村三十三君）　競争入札に関することで私はあえて聞いたということは、この指名競争入札については、前々からそういうことがありました。例えば、町当局の理事者の近親者が何親等以内においてはどうのこうのということもあったわけです。同時に、そのことが的確な、そしてまた公明な指名競争入札であるとするならば、相指名ということの限界もあっていいのではないか。やはり指名競争入札の場合に、５人なら５人を指名した場合に、私が落札をした、さあ、あなたもやってくださいと、こう言った場合に、私は一定の限度内においてというようなこともあろうかと思うのですが、ある仕事においては丸投げをしたという経緯もある。そういうようなことは、完全にこれは指名入札制度を婉

曲したことになろうかと思ったので、あえて聞きました。法律的にそのことは厳しいことはないとは言っているけれども、ある一定の減額については、割合については、それ以上のことをやってはいけないという、私は、商慣習法といいますか、そういうようなもので決められているのではないかと思ったから、あえて聞いたわけであります。ですから、今後、もし指名競争入札においてそういうようなことがあるとすれば、その委員会の会長なりが、やはりストップをかけるとかというようなことをしないと、これは競争入札にはならないと思う。だから、私はあえて聞いたのであります。町長にこれ以上言ってもだめですからね、残っている関係者の課長の皆さんに強くそのことを要望いたしておきます。

以上です。

○委員長（原子　孝君）　答弁はよろしいですか。（「答弁要りません」と呼ぶ者あり）

それでは、これより質疑に入ります。

７０ページ、第８款第１項土木管理費から７３ページ、第３項河川費まで発言を許します。

２番委員。

○委員（佐々木寿夫君）　７３ページ、道路整備事業費にかかわると思いますが、私は１２月の議会でも質問しておりましたが、鳥谷部から哘までの間の途中にある旧道です、底田の鉱山に抜ける旧道が、町道を整備した後に掘り返された、それをまた、整備した後に町道を掘り返された、したがって、その道路を通ってその先に行って農業をやる人にとっては大変不便なわけです。なおかつ、整備した町道を掘り返すという、こういう大変なことがあって、そのことについて、当然、相手から補償の要求などをしなければならないと思います。そのことが第１点。

それから、同じ人がまた別な道路の町道を勝手に掘り返して、町道を通ることができなくしているわけです。あれは多分４００メートルぐらいだな。この問題について、１２月の議会でも指摘しておりましたが、その後どのように進展しているのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（原子　孝君）　建設課長。

○建設課長（天間一二君）　ただいまの、２番佐々木委員の御質問にお答えいたします。１２月議会にも御質問ありましたように、町道鳥谷部底田線、及び、そのつなぎであります法定外道路に関して、隣接の地権者による損傷がなされている部分でございますけれども、今、提訴に向けての資料の準備中でございます。弁護士と相談しながら準備してございまして、今着実に進めているところでございます。

○委員長（原子　孝君）　２番委員。

○委員（佐々木寿夫君）　提訴への資料の準備を進めているということですが、いつごろ提訴に持ち込むのか。それから、もう一つ、向こう側の道路はどうしますか。あれもきちんと測量して、町のものとしてやるのか、その辺ですね。それから、もう一つ、その提訴というのは、何々を求める提訴になりますか。

以上。

○委員長（原子　孝君）　建設課長。

○建設課長（天間一二君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

上の道路、法定外である道路の部分も、当然、今の提訴に向けて書類を作成します。それで、内容ですけれども、所有権の確認と妨害排除請求に向けて、今、弁護士と相談中で、一応５月ごろに向けて、今進めております。

以上でございます。

○委員長（原子　孝君）　２番委員。

○委員（佐々木寿夫君）　今早く言われたところで、ノートにメモできなかったのですが、所有権の確認と、その次がちょっとわからないです。

○委員長（原子　孝君）　建設課長。

○建設課長（天間一二君）　２点目が、妨害排除請求でございます。

○委員長（原子　孝君）　２番委員。

○委員（佐々木寿夫君）　妨害排除請求というのは、具体的に話してください。

○委員長（原子　孝君）　建設課長。

○建設課長（天間一二君）　済みません。当町で補償工事にかかった経費の請求等を含むことでございます。

○委員長（原子　孝君）　２番委員。

○委員（佐々木寿夫君）　当町が直した部分についてはいいのですが、向こうが勝手に壊したほうはどうしますか。

○委員長（原子　孝君）　建設課長。

○建設課長（天間一二君）　当然そちらのほうも一緒に行いますので、復元してもらうように進めることになります。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　そのほかありませんか。

１１番委員。

○委員（川村三十三君）　７２ページの町道維持管理業務委託料緊急雇用というのと、それから、次のページの橋りょう点検調査業務委託料、橋の危険性があるということで、これもあるのでしょうけれども、橋の点検、何カ所で、どこへ委託するものか。９９０万円で間に合うのかどうか。それから、前後いたしましたけれども、緊急雇用は各課によってセットしておりますが、緊急雇用をする対象者はどのようにして募集するのですか。これ、総体的に言うと財政課長のほうでしょうか、総務課長でしょうか、そちらのほうでお答えください。そして、同時に、一体、１日当たりの賃金はどれぐらいと見ているのか。できたらそこまでお答えください。

○委員長（原子　孝君）　建設課長。

○建設課長（天間一二君）　緊急雇用のほうですけれども、維持管理業務委託ということで２２４万４，０００円ですけれども、これは町道の草刈り及び側溝等の泥上げ等の清掃

の業務に使わせてもらう予算でございます。

それから、２点目の、橋りょう点検調査業務委託料でございますけれども、道路整備事業費の、これは、長寿命化修繕計画策定事業ということで補助金をいただいて行いますけれども、１５メーター以上の橋、当町には３０橋ございまして、それの対象橋りょうの業務委託でございます。これは、新年度になって設計を組みまして発注させていただきますので、まだ業者は決まっておりません。

○委員長（原子　孝君）　企画財政課長。

○企画財政課長（楠　　章君）　それでは、臨時雇用の事業の、雇用の内容について御質問がございましたのでお答えします。各課が事業申請を企画財政課に上げる前に協議したところによりますというと、まず、相手先といたしましては、南部縦貫株式会社とシルバー人材センターの雇用をお願いして対応したいという内容でございまして、手当といいますか、給料、報酬は、縦貫さんは日額６，８００円程度、シルバーさんは１時間８００円程度ということで、８時間ですと６，４００円ですか、というふうな積算で、そう大差はないように見受けられます。あくまでもこれは緊急雇用ということで、いわゆる通常の社員として常雇されますと、その後も引き続き雇用の必要が生じるというふうな事情もございまして、担当課、南部縦貫さんとシルバー人材センターさんと協議の上、そういうふうな雇用の相手先をある程度協議の結果、そういう二つの事業者にお願いするというふうな内容で私どものほうには申請があります。

以上です。

○委員長（原子　孝君）　１１番委員。

○１１番（川村三十三君）　町長に今質問をいたしますからね。今、企画財政課長が、緊急雇用といたしまして、南部縦貫とシルバーセンターにお願いしたいと、果たしてこれは緊急雇用に当てはまりますか。いかがですか。

○委員長（原子　孝君）　町長。

○町長（福士孝衛君）　お答えを申し上げます。緊急雇用というのは、国からのそういう行政指導等によってということもあるわけですけれども、今、御承知のように大変不況で、いろんな意味で仕事がしたくてもないという状況もあります。そういうこともありますので、縦貫はそういういろんな、働く人のそういう方々にいろいろ縦貫そのものに要望している方もたくさんおられると思いますし、採用できなくても、そういう方々もおられると。そういう人等に対応していただくということでは緊急かと思います。また、シルバー人材センターも非常にいろんな意味で、３００人も４００人も今いるわけですので、仕事したくても、なかなか割り当てが来ないということで、大変嘆いている方々もおるわけです。そういう意味で、そういう方々を解消するということでも緊急につながるというふうに思いますので、御理解いただきたいと思います。

○委員長（原子　孝君）　１１番委員。

○委員（川村三十三君）　働く人を集めて、その人たちを指導するとか、また監督すると

かということになると、確かに縦貫にお願いするとかシルバーセンターにお願いすれば、派遣の形態をとりますから、役場としては責任がないことになる。しかし、縦貫へ頼むとかシルバーへ頼むよりも、おれも働きたいんだという人がもしあるとすれば、役場としての、これはどうせ上から来るのでしょう、上から来た緊急対策でしょう、だとすれば、役場なら役場が一般募集をしながら、そういうような働きの仕方、監督は役場がやらなくてもいいわけだけれども、そこへ依頼をするとかという考え方はとれないものでしょうか。私は、縦貫にいる人たちは、町長は縦貫さんじゃ、仕事がなかったらそっちへ行って頼めとか、それもまたないと思うのですよね。だから、派遣形態はどういうようになっているのか私はよくわかりませんけれども、緊急ということがついたとするならば、役場がただ金を出すだけではなくて、どんな方々に仕事をしていただければいいのかということを、もっと手厚い募集方法をしたほうが、私はいいと思っているのですよ。ただ、この予算が決まると、４月早々、草刈りということがあれば、草がまだ伸びないうちに草刈りもできませんから、その時期時期に合わせた仕事の仕方になろうかと思うのですが、いずれにいたしましても、もう少し手ごころを加えた募集の仕方をしてほしいなと思っているわけです。町長はもう４月の末やめますから、草刈りする時期にいないのですよね。草伸びないのだもの。ですから、縦貫やシルバーにお願いするのはいかがかと思うのですが、反論ございますでしょうか。町長もう一度、最後、しゃべってください。

○委員長（原子　孝君）　町長。

○町長（福士孝衛君）　いつも川村議員からは温情あふれる配慮をいただきましてありがとうございました。そのようにさせていただきたいと思います。

さっきも申し上げましたように、縦貫に仕事を何とかさせてくれという方がたくさんあるということであります。ただ、縦貫では、なかなかそれを全部採用できないということもありまして保留にしているわけですけれども。そういう意味で、そういう方々が、本当に緊急を要する方々が、何とか頼みたいという方々がたくさんおられるということでありますので、そういう方々の適任者を回してもらえるのかという、まさに緊急の事態ですので、その方々にとっては。今のこの事業には、本当に適切なものだというふうに思っています。また、シルバーも、さっきも申し上げましたけれども、３００人、４００人ぐらいですか、今いるのは。その中で、ほとんどの方々が、仕事をしたいのだけれども、回ってこないという大変嘆かわしい状況にあるわけですので、そういう方々の解消をしていただいて、緊急的にその方々を今の事業で募集して、そしてお願いしてやるというのも、さっきも申し上げましたけれども、緊急対策としてのこの事業に適切に対応したことになるだろうというふうに思いますので、重ねて御理解をいただきたい、最後ですので御理解いただきたいと思います。

○委員長（原子　孝君）　１１番委員。

○委員（川村三十三君）　まさしく御理解いただきました。

そこで、この緊急雇用への交付金というものは、その自治体に来たものですから、やは

りその町に居住している人でないと、本来の目的から離脱するでしょう。だから、そういうこともつけ加えて、東北町の人は、おれのほうは突き返したけど、こっちは来るとか。例えば八幡の人がこっちへ来るといってもこれは困るのですね。七戸に行って仕事したほうが近くていいと言ったところで、本来の法律の趣旨から言うとおかしいわけだ。南部縦貫に所属する人が、十和田に居を構えておいて七戸の仕事をするということもおかしいわけですよ。ですから、そういうことも頭の中に入れて、町長、いま一度、温情ある緊急雇用を利用してほしいと、こういうことを要望して終わります。

○委員長（原子　孝君）　そのほかありませんか。

５番委員。

○委員（田嶋弘一君）　どこで質問をすればいいか、よくわからないのですけれども、上北と二ツ森線のところに橋がありますよね、建設課のほうに。そこで、今、榎林の下のほうから歩道をつけながら進んでいるのですけれども、どういうわけか、橋に七戸川と坪川の合併したところに、大きな立派な橋ができたのですけれども、双方から歩道ができていながら、なぜ橋に歩道がかからないのか不思議でならないのですけれども。なぜそういうことを言うかといいますと、橋を渡る通学する生徒の方が、また大きな橋に長い距離で渡って、運転手に大変迷惑と言えば変ですけれども、大変危険性を感じるのですけれども、なぜ歩道ができないか教えていただきたい。

○委員長（原子　孝君）　建設課長。

○建設課長（天間一二君）　町道榎林上北町線にある上北町との境界にございます上天橋のことだと思いますけれども、県の管理の橋でございますので、改修時点の規定とかそういうのがありますので、ちょっと私のほうで調べてみなければわかりません。今手元に資料ございませんので、調べてお知らせしたいと思います。

○委員長（原子　孝君）　５番委員。

○委員（田嶋弘一君）　わかりませんということですから、多分あの橋は、旧上北町のほうの管轄だということなのか、それとも、あの橋ができる場合に、双方からの、七戸と上天橋という形だから上北と天間林のときの話かと思うのですけれども、もし、通学その他、人命のことがかかわるのであれば、ともに行って陳情して、また、歩道をつくる側にしてみれば、もしよければ、上北と天間とお互い陳情し合って歩道つけるべきかなというふうに、本当に、二ツ森地区、榎林地区は、かなり活用している道路であります。双方に歩道があります。どうしてか、あの橋に行ってから歩道がないのですよ。だから、もしできたら、陳情するなりしていただきたいなと思うし、また、その経過が全然なかったのですか。

○委員長（原子　孝君）　建設課長。

○建設課長（天間一二君）　七戸の河川改修の時点で県のほうで整備された橋でございまして、河川改修の時点では双方に説明会等がありましたけれども、その話はちょっと調べてみなければ、その時点での説明会の時点での話を調べてみなければわかりませんけれど

も、歩道のない場所でございますので、県のほうには要望して、双方との、建設課同士でお話し、協議して、要望してまいりたいと思います。

○委員長（原子　孝君）　よろしいですか。

そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　次に、７３ページ、第４項都市計画費から７７ページ、第５項住宅費まで発言を許します。質問ございませんか。

１２番。

○委員（松本祐一君）　７４ページの１９節の東北新幹線七戸仮称駅開業ＰＲ事業費補助金とありますが、内訳を教えていただきたいと思います。

○委員長（原子　孝君）　新幹線対策課長。

○新幹線建設対策課長（八嶋　亮君）　松本委員の御質問にお答えいたします。

ＰＲ事業補助金６９０万円計上させていただいておりますが、当初、１，０００万円を超える要求をしてありましたが、上北県民局でも昨年まで県単の事業ということで補助をいただいてやっている部分がありましたが、まだ、当初予算を計上する際に、交付要綱その他が確実にまだ決まってない時点でありましたので、町単独費分だけ当初予算に計上させていただきました。その内容につきましては、一つはキャンペーン事業費、首都圏におけるＰＲ、これは、町単独のこともございますが、青森県で開催する大型のキャンペーン、それから、ＪＲで開催するキャンペーン事業に合わせた形も町でそれに入りまして、そういう意味を含めたまず一つの首都圏ＰＲ事業ということが一つです。それから、開業プレイベントということで、１年前のプレイベントを１回。それから、イベント交流、昨年もいろいろと、下北方面とか上十三地域の道の駅等を利用しましてイベントをやってまいりましたが、そういう形のものを、また２１年度開催したいと思っております。それから、モニターツアー、ことし、まける日に合わせて実施いたしましたが、いろいろと、雪国で、また仙台の雪国の人をお招きするモニターの調査、意向というようなこともありまして、もっと首都圏のほうからということも検討いたしまして、そのモニターツアーについても、一応２回ほど実施したいということで、大まかに言いますと、以上のようなことで６９０万円計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（原子　孝君）　１２番委員。

○委員（松本祐一君）　課長さんより説明があり、内容はるるわかりました。それで、七戸駅名なのですけれども、２月下旬、商工会の役員の方々を含めて９名ですね、田島政義議員さんも一緒にコンタクトをとって行ってきたのですが、もちろんこれは自費であります、わかるとおり、皆さん４万円弱の個人負担をしながら、本当に一生懸命、ぜひ七戸駅でということで陳情に行ってまいりました。そして、１時間ぐらい、お互い忌憚なく話し合いをして、でき得るならば七戸駅でお願いしたいということを要望してきました。それ

で、先般、私、１２月議会において町長さんに一般質問をいたしました。その中において、広域圏の協議会の中において、会長さんは十和田市の市長さんなわけですよね。町長さんは、十和田市の市長さん、会長から要望がないと、私はＪＲには七戸十和田駅ではいきませんという発言がありました。議事録をとってみればわかると思います。そして、その後、広域圏協議会のほうからは、そういうことは要望しませんという通知が入っているはずであります。その点、町長さんはぶれていると思うのです。盛岡のＪＲに行っているはずです。十和田市の市長さんと一緒に行くのならわかるのですよ。要望がないのに、町長さんはＪＲの盛岡支社に行った。その点、矛盾するのではないでしょうか。

○委員長（原子　孝君）　町長。

○町長（福士孝衛君）　お答えを申し上げます。

まず１点、商工会の皆さんが本社のほうまで、東京まで自腹を切って行ったということは、大変敬意を表したいと思います。ただ、七戸ということについては、皆さんも議員ですからそうですけれども、満場で七戸議会は決定をしているわけであります。それも、商工会からの要望を受けて、そして満場で決定しているということであります。それを、我々は議長さんとともに県のほうにもお願いをしました。また、盛岡支社にも行ってきたわけであります。それが最高のお願いだと私は思っています。そういう意味で、商工会で、なぜ七戸単独だけの商工会がそう動くのかと、それはそれで自由ですけれども、それまでしなくても、町の意向は伝わっているのではないかという思いであります。また、決定するのはあくまでもＪＲということですので、そういうことですので、何か議会の議決が、商工会から見れば非常に頼りないというふうな、そういうふうな思いをされているのかなということで、私も議会のほうは非常に軽んじられたのかなという思いがいたしております。

それから、もう１点は、十和田市から要望書が上がってくるものだと思ったから行ったわけであります。ところが、その前に、ちゃんと広域圏で決定したものについては、それなりに十和田市からこう決定したという通知が入っているわけでありますので、それを、何回も議会でも申し上げてきましたけれども、広域圏の決定と町の決定を連名で盛岡の支社のほうに、青森の支店ですけれども、そちらのほうに出しますということを申し上げて、最後にも申し上げたわけであります。それから、新幹線特別委員会ですか、七戸の、民間のそれぞれの企業、天間林も含めて、そこでも、こういうふうにしてやりますということを報告して、そこでもいろいろ意見も出ましたけれども、了承をいただいて、そういうことで一緒に部長と行ってきたということであります。私は、向こうから決定したということの文書が入っていないというのを、それを見なかったから、来るだろうと思ったからそういう話をしたのですけれども、その前に来ていたということでありますので、その辺については、ちょっと私の、何といいますか、過失といいますか、そういうものがあったわけですけれども、そういうことでひとつ理解をしていただきたいと思います。

○委員長（原子　孝君）　１２番委員。

○委員（松本祐一君）　たしか、その公文書ですか、来ているはず、それも、ファクスかな、来ているはずです。でも、その後、そういうことは要望しないという、それも来ているはずだと思います。（発言する者あり）

関連があるでしょう。だから、私の質問にちゃんと答えてください。１２月議会には、要望がないと行かないと言っているのですよ。それで、盛岡支社に行ってるでしょう。要望があったのですか。

○委員長（原子　孝君）　町長。

○町長（福士孝衛君）　要望というよりも、さっきも申し上げたように、そういう文書が入っていないという私は認識だったから、だから、そういう話を、来るものだと思って、それが来ればやりますよと、ところが、その来る前に、もうちゃんとそういう要望書が来てるということですから、要望書って、こう決まったから、そういうことですから、担当課からも説明をさせますが。それから、その後に、皆さんからも何回も委員会等を開いて言われたとき、そのときも、私は広域圏の名前と七戸という議会で決めたことを併記でお願いしますよということで皆さんから了解をとっているわけであります。了解とったって皆さんがそれに対して反対しなかったから。それから、特別委員会でも、民間の企業の皆さんが集まったところで話し合いをしてやったわけです。そういうことで、別に、進め方に瑕疵はない、それで、皆さんの代表である議長も一緒に行ってお願いしているわけですから。ただ、それまで、皆さんが決めたことを心配して、それ以上のことをやらなければならないという商工会の皆さんの行動そのものには私は非常に疑問があるし理解できない。しかも、商工会も、単独に商工会だけですよ。まだ町内会もあれば天間のほうも商工会もある、天間のほうのいろんな分館その他たくさんあるのに、なぜ一部の商工会の皆さんがそういうことをするのか、議会を軽視したような行動をとるのか、私は非常に不思議であるという思いであります。

○委員長（原子　孝君）　１４番。

○委員（田島政義君）　町長、今の発言はおかしいのではないですか。商工会がおかしいような行動をとったなんて、言い過ぎではなかったのかな、今。あなたは完全に、今までも、私は２案でいく、２案でいく、その一点張りで通したでしょう。議会は七戸でということで決めたでしょう。だけれども、あなたは、私は、広域圏の会長ですかと前も言ったはずです、あなたに。あなたは会長ではないでしょう、広域圏の。広域圏の会長ですか、あなた。会長ではないでしょう。だから私、言ったでしょう、あなたに。十和田の市長と一緒に行くのであれば、広域圏の代表とあなたで行って初めてわかる。議長は七戸の議会を議決したから七戸で行ったけれども、あなたは２案を持って行くから、町民は不安なのですよ。だけれども、あなたは一方的に今まで、全部２案２案２案で通してきたでしょう、だれも賛成したわけではないでしょう。だけれども、議会はだめですと、七戸って決めたでしょう。だけれども、あなたはおれは２案でいくんだと。行く場合も議長はとめたでしょう、特別委員会のときだって、あなたに行くなって、知事のところに。それをあな

たは振り切って行ったって議長は言ってるのです。ですから、私のほうでは、不安があるから、たまたまそういうＪＲのほうでも、どうぞ来てくださいというから行ったのです。無理にこっちで押しかけたのではないのです。アポとるときも、ちゃんと盛岡の支社を通して、一切そういう普通のルートでお願いをして、それで行ってきたのです、来てくださいと、よく皆さんの、町民のも聞きますから、それで行ったのですよ。そういうのですね、今、本会議のほう私やろうと思ったのですが、予算ですから、これ以上入りません。ただ、商工会が行き過ぎだというの、あなたも行き過ぎだと思いますよ。

○委員長（原子　孝君）　町長。

○町長（福士孝衛君）　お答えを申し上げます。

議論しても平行線をたどると思いますけれども、県に行くとかどうとかっていうのは、その２案を持っていったわけでないですよ。先に十和田の市長と行ったときはですね、２案を持っていったときは議長と一緒に行っているのですよ。そういうことですから、誤解のないようにひとつ。

それから、軽視したというのは、あなた方も一緒になって議会で議決しているわけだ、最高の議決なのですよ。それを出しているわけですから、一つのグループ、さっきも申し上げたように、天間の商工会もあるしみんなあるのだけれども、その中に一つのグループだけでなくて、もし、そういう方々が行くというのは、それはそれで、さっき、当初から敬意を表したいと言っているのだけれども、ちょっと、議会皆さんが決めたことを……。

（発言する者あり）

だから、皆さんが決めたことを……、本会議……、よし、わかりました。

○委員長（原子　孝君）　５番委員。

○委員（田嶋弘一君）　進め方についてですけれども、今の話でもそうですけれども、もう議会で決まったことですから、例えばこれに、さらなる、七戸駅にしたいという陳情書を持って再度お願いに行きたいと、ここに交通費出してくださいという発言の中で進めるのはわかりますけれども、ちょっと話がずれたような感じですので、委員長、その辺うまくやっていただけませんか。

○委員長（原子　孝君）　はい、わかりました。

そのほかございませんか。

１６番委員。

○委員（白石　洋君）　この７５ページの１３節の委託料で、観光交流センターの建築工事の管理委託料で８６０万円計上されているわけですが、これは何％でお願いしているのでしょうか。それと同時に、これにかかわる工事はいつごろから始まって、いつごろに終わる予定なのか。と同時に、この落札された業者の方が、必要のあるごとに来るような管理監督をしていくのか、あるいは、週に何回とか来るというふうなことでお願いをするような感じの契約に、落札業者とですね、なった場合には、そういうようなことになるかということと、それから、例えばシェルターだとかさまざま今発注するものがあるわけです

けれども、御承知のように、世の中厳しい状況にあるものですから、できるだけ町でそういう資格のある設計事務所等を、ぜひ町長さん、配慮をしながらですね、しかし、だからといって、談合的な、おかしいような値段ではなく、びしっとした形の中で、ひとつぜひ地元の方々が潤うような配慮をしていただきたいと、こう思うのですが、この辺はいかがでしょうか。

それから、もう一つは、次の７６ページなのですが、これもまた同じく工事請負費ですけれども、駅周辺の道路工事が、今年度も２億６，６００万円余のことになるわけですが、これで、大体が駅周辺の工事にかかわる工事の発注が全部というふうになるのか、あるいはまだ残っているのか、その辺のあたり。

それから、この前私一般質問した時点では、一部、工事が少しおくれる、西側のほうの工事がおくれるというような話もしていたのですが、年明けて、こうして予算を組む段階になって、どのようなふうに考えているかお願いをしたいのですが。

それから、観光交流センターのこの建築工事のあれで４億５，７００万円ばかり載っているのですが、これが完成した暁には、これにかかわる維持管理費というのはどれくらいの予想をしているのか、ひとつお尋ねをしたいなと、こう思うのですが。

○委員長（原子　孝君）　新幹線対策課長。

○新幹線建設対策課長（八嶋　亮君）　白石委員の御質問にお答えいたします。答弁漏れがありましたら、また再度答弁させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、観光交流センターの工事発注の時期ですが、これは２カ年継続ということで、２１年、２２年、計上させていただいております。時期につきましては、２１年の６月発注、それから、完成を２２年の６月という一応計画で進めたいと思っております。その駅前の広場、また、シェルター等の工事発注もございますので、担当課といたしましては、工事案件、議会にかける前に、新幹線対策特別委員会を開催させていただきまして、４月下旬から５月上旬の中で説明を申し上げていきたいと思います。

それから、２１年度の工事において、すべての区画整理地の中の工事が滞りなく発注できるのかということですが、前にも御質問いただいておりましたが、どうしても２２年度、西側地区において若干工事がかかる部分も正直ございます。ですから、できるだけ、駅、１２月の開業に向けて、滞りない、支障のないような形では進めてまいりたいと思っておりますので、何分御理解をいただきたいと思います。

それから、観光交流センターの設計でございますが、設計監理、２１年度において８６０万円ほど計上させていただいておりますが、これも２カ年度ということで、２２年度では２９０万円ほど、一応計画しております。合わせて１，１５０万円と。６億１，５００万円の工事費にかかわる電気設備、備品、建築その他、建築部分に対しての比率は、今ちょっと計算しないとあれなのですが、１，１５０万円の設計監理料ということで一応予定してございました。

あと、答弁漏れは……。（「経費の見込み、管理費の」と呼ぶ者あり）

維持管理費ですが、大まかな積算はしてありますが、観光交流センターについては、年間まず２，０００万円ほどの維持管理費がかかるのではないかというふうなことで積算をしてございます。

以上でございます。設計業者につきましては、十分その辺も踏まえまして相談させていただきながら進めさせていただければと思います。

○委員長（原子　孝君）　１６番委員。

○委員（白石　洋君）　課長、それちょっと違うでしょう。こっちはお願いする側ですから、どういうふうな条件のもとで管理委託をしていただけるのですかということを伺っているのですよ。それから、２，０００万円ほどかかるのだろうと、こういう予測でありますけれども、これは町長さん、できた暁には、ここには役場の職員を派遣するのか、あるいはまた、縦貫さんみたいなところに管理状況を委託していくのかという問題は、これはちょっと関連になるかもしれませんが、当然、今の山車団地についても、これはお客さんが来るわけですから、全く案内というのですか、説明というのですか、そういったものを管理しておく方も、そこに多分常駐していかなければならないと思うのですが、これらを合わせて、非常に金もかかっていくことだろうと思うのですが、課長、その２，０００万円の中には、人件費も当然含めているとは思うのですが、その辺のあたりを再度お伺いしたいなと、こう思うのですが、いかがですか。

○委員長（原子　孝君）　新幹線対策課長。

○新幹線建設対策課長（八嶋　亮君）　工事発注した際の管理ですが、条件という形が一番望ましいのはもちろん当然だと思いますが、できる限りそういう形で、建設等の管理の方向で考えていきたいと思います。先ほど申し上げました、２，０００万円超える維持管理費でございますが……、人件費についてはその中には入ってございません。

以上でございます。

○委員長（原子　孝君）　町長。

○町長（福士孝衛君）　お答えを申し上げます。

おっしゃるとおり、そういう施設をつくると経費がかかるというのは当然であります。それでも、その施設は、かけた以上に効果を発揮できるものというふうに我々は思っております。特にまたいろいろＰＲするということもありますので、それからまた、いろいろ、今の段階では何とも言えませんけれども、さらにその宣伝するために、それなりのスペースをいただきたいという、そういう方々は、それなりの利用料といいますか、そういうもの等についても徴収できるのかなという思いもあります。そういうものも含めながら、合理的に、できるだけ経費の節減を図りながら、効果の出るように運営していきたいものだというふうに思っておりますし、また、その施設も、町の財政の需要額といいますか、その中でいろいろと見てもらえることもある、そうすると、交付税もその分について幾らか入ってくるのかなという思いもあります。そういう意味で、２，０００万円だから

といって、丸々２，０００万かかるというものでもないということもひとつ御理解をいただきたい、そうならないように我々も頑張ってまいりますので、よろしくひとつ御理解いただきたいと思います。

○委員長（原子　孝君）　１６番委員。

○委員（白石　洋君）　かからないように努力するということは、これは当たり前のことになるわけですが、経費の節減を図りながらやるというようなことになるわけですけれども、少なくとも、ざっと見て２，０００万円かかるということですから、少なくとも対応する職員は、２名ぐらいは最低やっぱり置く必要があるのではないかというようなことになれば、やっぱり３，０００万円余、三千四、五百万円ぐらいはかかるのではないかなというふうに、勝手な想像だけで話すのもいかがかとは思うのですが、それぐらいかかっていくのではないかなというような感じもしますし、それから、今言われましたように、町長さん、例の山車団地の人員についてはまだお話ししませんでしたけれども、そういったものを考えていくと、いわゆる目に見えない経費も大分かかっていくのだなというふうに想像されます。もちろん、あそこを利用されて、いろんな方々も入ってくるわけですから、その方々から、家賃と言えばおかしいけれども、そういう利用した分についての費用の負担はいただくというようなことについては十分わかります。

ところで、一方で、企画財政課長からお伺いしたいのですが、これまたちょっと飛び過ぎるのですが、ＪＲのほうから固定資産として入ってくるあれは６，０００万円から８，０００万円ぐらいだというふうに聞いていた記憶があるのですが、その辺のあたりは、ちょこっと参考のためにお知らせいただければ助かるがなと、こう思っているのですが、いかがですか。

○委員長（原子　孝君）　町長。

○町長（福士孝衛君）　白石委員にお答えを申し上げます。

先ほど、山車展示場のことですけれども、あれは、株式会社ふるさと振興会の指定管理の中に含めて一応お願いしたいということにしておりますので。そういうことで、今の議会に議決をお願いしていただくように提出しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○委員長（原子　孝君）　企画財政課長。

○企画財政課長（楠　　章君）　固定資産税の歳入の見通しという御質問がございました。直接的には、今、税務課のほうで、それなりの資料といいますか、情報をもとに試算、直接的な事例が、例えば二戸とかですね、そちらのほうの概要を参考にしながら、税務課のほうで試算した資料がございますので、今、税務課長が、その点についてお答えしますので、よろしくお願いします。

○委員長（原子　孝君）　税務課長。

○税務課長（天間　勤君）　白石委員にお答えいたします。

あくまでもこれは、岩手県とかそういうのを参考にしていましたので、かけ離れた数字

になるかと思いますけれども、約１億５，８００万円ぐらいが入るものではないかなというふうに試算をしております。１億５，８００万円ぐらいではないかなということで、あくまでもこれは予想でございますので、今何とも、試算でございますので。

○委員長（原子　孝君）　１６番委員、よろしいですか。

８番委員、どうぞ。

○委員（三上正二君）　今の新幹線絡み、土地区画整理事業費の絡みで、７４ページ、今、駅前開発はこういう形なのですけれども、私たちもこの駅前開発するために、何カ所も新幹線の駅周辺、佐久平とか、そういうのを見させてもらいました。それで感じたのですけれども、確かにこの新幹線の駅舎が来るということで、そこの地域が非常に発展するわけなのですよね。そういう意味で、整備し、何十億円という形の金をかけてやるのはいいのですけれども、実は佐久平行ったときにつくづく感じたのですけれども、そこの前だけではなくて、駐車場が足りなかったり、商業スペースとか、それが足りなくなると、当然その周辺も非常に開発されているのです。だから、そういう形の中であるのだとするならば、今のこの駅前開発だけではなくて、その周辺があると思うのですよ、区画整理に入ってないところ、そこが何地域になっているのでしょう。例えば商業地域とか住宅地域とかあると思うのですけれども。

それと、住宅地域と商業地域になったときには、もし仮にそこが商売所に使うとすれば、その制限がどのように違うのでしょうか。

それから、前のときに、観光交流センターの場合に、各隣接の町村から負担金はもらえるとか、お願いできるという話があったやに聞いてましたのですけれども、その辺はどうなっているのでしょうか。

それともう１点、税金が１億５，８００万円、かなり来るのだけれども、この税金が入ってきたのはいいのだけれども、これで、何だか、これも聞いてよくわからないから教えてください、税金が入ると同時に、入ってくれば入ってくる分、今度は、そこを交付税の絡みで、地方交付税が減らされるのではないかという話がありましたけれども、その辺の絡みを教えてください。

以上。

○委員長（原子　孝君）　新幹線対策課長。

○新幹線建設対策課長（八嶋　亮君）　三上委員の御質問にお答えいたします。

まず、地区内の用途区域の、どういう建物、営業がいいのかというふうなことですか、土地区画整理事業の中では、近隣商業地域、一種住居地域等の用途区域を定めてありますが、細かい資料はちょっと手元に持ってきてないので、その用途によりまして、例えばホテル経営とか高さ制限とか、いろんな制限がございます。そういう意味では、近隣商業地域の網をかけているのが、南通、駅前広場に通じるメーン道路に面している区画のみがまず、左側ですね、近隣商業地域というふうな網かけでございます。そこの外れている西側地区については、一種住居専用地区とか、商売所をするには非常に厳しい条件の用途と

なってございます。それから、区画整理地外の用途区域については、大変済みません、今ちょっと資料がないと、何色に指定しているのか、この辺は大変恐縮なのですが、今お答えできません。

○委員長（原子　孝君）　企画財政課長。

○企画財政課長（楠　　章君）　それでは、税収と交付税の歳入の絡みについて私のほうからお答えしたいと思います。

当然、税収がふえますと基準財政収入額がふえると、算定上の基礎となります基準財政収入額がふえるということになりますので、交付税の減額につながると。ただ、例えば税収も、一般的な、今までの町民税等もそうなのですけれども、１００億円入るから１００億円を差し引きますよという形ではありませんので、１億５，８００万円が入ったからその分が減るということではないのですけれども、いずれにしても、基準財政の収入がふえるということであれば、その応分の、交付税については影響があるというふうに認識してございます。

それは、個々の年にもよりまして、今のところですと、七十五、六％から、いわゆる交付税の、特別会計の予算の出し入れの関係があるものですから、なかなか交付税が、例えば交付税会計へ１兆円ふやすというふうなところが、では、出口がどうなのかというと、例えば、その中から交付税の特別会計のやりくりの中で、例えば金利等を払って町村に出すのが例えば８，０００億円とか、そういう交付税の運営上のやりくりもあるものですから、今ここで厳密な数字はちょっと出せないということですので。

以上です。

○委員長（原子　孝君）　新幹線対策課長。

○新幹線建設対策課長（八嶋　亮君）　観光交流センター運営するに当たっての上十三とか下北広域圏とのいろんな負担ができないものかというふうなことで、２０年度についてもそれぞれの市町村を回って説明しながら、これくらいの経費についてというふうなことの説明、観光交流センターの内容については説明申し上げてきましたが、具体的に、各市町村での負担が幾らですかというふうな正式なお願いもまだできてない状況であります。ですから、現時点では、七戸町で建設補助をいただきながら建設し、管理運営ということのところで終わってございます。ですから、各市町村の負担のことまでは、まだ具体的な動きはございません。

以上です。

○委員長（原子　孝君）　８番委員。

○委員（三上正二君）　いずれにしても、交付税のほうは、大体その中の七十何％、約１億円ぐらいですから、これでも１億円もらえば七戸の税収がふえるということで、これは非常に喜ばしいことですけれども、観光交流センター、前に説明受けた、新幹線の、今、課長言ったみたいに、一番最初には、国なりの補助金、それから県の補助金、それから町の持ち出しと。でも、その県の補助金の理由というのは、関係した、ＰＲセンターだから

展示するだけという話なので、当然そうでしょうけれども、その中で、この隣接の、例えば、今、課長おっしゃいました、下北とか、それから東北町、いろんな形の、市町村の産物のＰＲをすると、これ、個人が出すとしたって、なかなかこれ、テナント用と町長言った、そのテナントはなかなか難しいと思いますけれども、そういう話で聞いていたのですけれども、まだその辺が進んでいないということですね。

それから、住宅区域とか、さっきの区画整理の部分、というのは、この新幹線の、今、この駅前開発、将来的には八戸青森間のちょうど中間駅ですよ、要するに、この一番の真ん中の、内陸の一番真ん中の駅になるわけなのですけれども、当然として、これは将来にわたってどういうふうになるか見えないにしても、可能性としては多分にあると思うのですよ。そのために、それだけの投資するのですけれども。皆さん議員で、みんなで見てきたときには、なかなか開発されないところもあるでしょうけれども、七戸の場合は、ああいう平たん地でありますので、駅前とかそういう形ではなくて、その周辺も開発される可能性というのは多分にかなりあると思うのです。例えば、町長いつも言うように、十和田湖の窓口でもあるだろうし、もちろん下北については一番の窓口でもあるでしょうし、そういうふうになったときに、商売したいという形になったときに、もしその第一種という制約がかかったときには、そこは開発に非常に困るのではないのですか。今までの計画の中で、あそこを中心とした形という形になれば、その辺のところの網かけというのの形のものは、どういう将来像を見て、何かもう少し商業地域の範囲を広げておいたほうが、将来のためにいいのではないかと思うのですけれども、その辺のところを教えてください。

○委員長（原子　孝君）　新幹線対策課長。

○新幹線建設対策課長（八嶋　亮君）　お答えいたします。

まず、用途のことの前に、観光交流センター、前にも説明申し上げましたが、各広域圏の市町村のＰＲとかそういうものについては、面積割で応分の負担をお願いしたいという考え方も申し上げてきました。これも、具体的にこれからもまたそういうことで説明に上がり、できればそういう形で御負担いただけるように進めてまいりたいと思います。

それから、用途区域ですが、記憶ですと、今、駅周辺の用途を張りつけるに当たって、第一種中高層とか近隣商業とかということで網かけをして用途を指定しましたが、その以外の地区については、たしかまだ白地だと思います。それにつきましては、いろんな区画整理事業地内の中でも、いろんなにぎわいとかそういうものを考えると、基準からいけば、非常にそういう業態の方々が入りにくい部分もありますので、そういう中も含めて検討、もう一度見直しのことも考えながら、その周辺の用途についても、これは新幹線単独の課でやるものがいいのか、担当課等のことも協議を踏まえまして、その辺についても進めてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○委員長（原子　孝君）　企画財政課長。

○企画財政課長（楠　　章君）　ただいまの質問の中での、いわゆる土地の計画の管理につきまして、企画財政課で所管してございます都市計画の関連があるというふうに私思い

ましたので、私のほうからですね、都市計画の見直しについては、県の計画の見直しに合わせて、七戸町もその見直し、マスタープランの作成について、昨年度から作業を開始してございます。基礎的な資料を２０年度でそろえまして、２１年度は都市計画のマスタープランの策定に入りたいということで準備をしてございます。その中で、関係課等も協議を重ねながら、それから、審議会等の開催をしながら、内容については十分吟味をしたもので策定をしたいと、こういうふうに考えてございます。

○委員長（原子　孝君）　８番委員。

○委員（三上正二君）　締めるのはいつでも締めるのだけれども、可能性のあるものは、やっぱり可能性は大にして残したほうがいいと思いますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（原子　孝君）　１４番。

○委員（田島政義君）　７４ページ、３目の土地区画整理事業費の中の土地区画整理審議会報酬費に関連しまして、審議会はずっと開いてないわけですね。きのうもイオンの問題が出たりしていますけれども、私も何回か審議会で話をしたり、議会でも話ししています。今、８番委員が言うように、見直し等、今、都市計画で言いますけれども、先に区画整理もまだ終わってないわけです、あそこ、全部。私は異議申し立てをこの前議会でしているわけです。結局、何ら、副町長が審議会に来て、その当時、いたときに私発言していますから、見直しをしなければならないというのは、一切制限がないと、第一種住宅地域。我々は商売している、前に七戸が単独だったときには、あれ全部商業地域だったのです。我々は温泉を２０年商売している。２０年商売しているのに、何であそこが住宅地域になるのですかと、一切制限、高さも関係ないと、見事に、へいの移設をするときに出てきたのですね。やってはいけないと。土地の境界から１メーター以上離さなければ、１メーター２０以上の高さのものは建ててはいけないと、うちのふろ、みんな、裸丸見えだ。これ、しゃべったのです。副町長、あなたもいたでしょう、そのとき、審議会に。何もないと言ったでしょう。そのときの、土地区画整理事業をやっているみちのく計画の方が、課長担当何もないって、課長もやめていないのです。ですから、そういうのもこの前言って、では、それ見直しをしますと言ったのですが、審議会で、これは大事なことです、都市計画がまた制定して、これが決まると、いろんな問題が出てきますので、私は、商売しているところ、商売２０年もしているところを住宅にするというのはおかしい話で、スナックなんかをやろうとすると、風俗はできないのです、住宅地域、第一種。そういう問題。駅前開発、あそこで商売できないわけでない、今、商売しているんだもの。何か建物建ててやろうとしたらすぐ引っかかる。駅から２００メーターか何ぼのところを住宅に指定してしまえば私は困るというのは何回も言ってあるのですよ。ですから、次の審議会はいつごろ開くのか、それが一つ。

それから、税務課のほうで、恐らく宅地なりあれした場合、今、かなり農地があるわけ

ですから、そういう場合は、あれは宅地課税するのですか、これは税収の問題もあるでしょうから。今までのとおり、農地の方は農地のままですか、それとも、区画整理全部終わると、宅地並み課税をするのかどうか、その辺もちょっとお知らせください。

それから、町長、交流センターでテナント料というけど、私はちょっと２年間休んでいる間に、観光交流ができることになったけれども、初めはお金を、商売、物を売らないというのが、このごろ物を売るとか、イベントやって二戸みたいな形でやるとか、先ほど町長はテナント料がもらえればというのは、どういう意味のテナントなのかお願いします。

○委員長（原子　孝君）　先に、新幹線対策課長。

○新幹線建設対策課長（八嶋　亮君）　田島委員の御質問にお答えいたします。

開催の時期はいつごろかという御質問ですが、それは、都市計画審議会の開催の時期はいつかという、区画整理事業ですか、区画整理事業につきましては、具体的にまだ時期はここで何月ということは申し上げれませんが、その辺の十分状況を見ながら御相談させていただきながら、そういう開催に向けて進めていきたいと思いますので、御理解のほどをお願いいたします。

○委員長（原子　孝君）　続いて、税務課長。

○税務課長（天間　勤君）　田島委員の言うのは、例えば区画整理した全部の中の農地の部分も宅地課税するものかという件でございますね。その辺、ちょっと時間もらえませんか。済みません。

○委員長（原子　孝君）　１４番委員、税務課長の答弁に対して……。

町長。

○町長（福士孝衛君）　お答えを申し上げます。

テナント料をということでなくて、さっきも事務局でも申し上げていましたけれども、それなりのＰＲのスペースをとるということです。そういうもののスペース分をお願いするということで当初から決めているわけです、それはもらうのだということであります。それからまた、そこで使う電気料とかいろんなのあるわけですから、そういうもの等についてもいろいろ負担をして、お願いできるものについてはお願いをしていくということでありまして、テナント料だという形でなくて、そういうことであります。

それからもう１点、売るもの売らないということでなくて、そこにたくさんのお客さんが来る、そうすると、コーヒーとか軽いスナック菓子といいますか、そういうもの等がやっぱり食べたいという人もおられると思いますので、そういうものは適宜要望にこたえて、売って、要望にこたえていきたいと、そういう話ですので、端的にテナント料取ってどうとかというものではありませんので、そこはひとつ御理解いただきたいと思います。

○委員長（原子　孝君）　１４番。

○委員（田島政義君）　私はこれ、なぜ聞いたかというと、やっぱり土地を持ってる人でもかなり、土地を取られた上に税金上がると、きのうも言ったのだけれども、でも、これまた宅地課税しないと、また不公平になるのです。宅地にしている人は宅地課税になる、

同じ場所で農地のままの課税だと、何のために区画整理事業したんだということになるから、非常に私はこれは早急にきちっとした形をとらないと、開業しました、あそこの土地は安い、こっちは高い、これだと、税金の、同じ地権者、ほとんど地権者ってみんな、どこもまだ来るって決まったのは何もないものですから、商業ストリートだって、ほとんど地元の方の土地全部です、イオンのところ、町の保留地以外は。そうなると、やっぱりきちっと決めておいてスタートしないと、片方、我々の場合は宅地課税でも、宅地のあれで払っている、片一方は、今度は隣が農地だから今まで畑でいったから、農地でいく。それぴしっとしないと、トラクターかけて、あの辺、畑、せっかくきれいになったところに、おれは宅地で困るから、畑探して、トラクターかけて、またまたキュウリも植えた、ナガイモ植えたなんていうことになれば格好悪くてとてもならないから、そういうのはきちっとした形で当初から私は、お願いですから、そういう場合は、一つのあれでやっていただかないと、課税されればわからないと、ばんばん整地したもの畑でやられたのでは困りますから、その辺もきちっとした形で町が指導していただきたい、よろしくお願いします。要望です。

○委員長（原子　孝君）　ほかにありませんか。

１１番委員。

○委員（川村三十三君）　イオン、ジャスコが来れば固定資産税何ぼ入るの。

○委員長（原子　孝君）　税務課長。

○税務課長（天間　勤君）　あくまでもこれは予定なのですけれども、約１，２００万円ぐらいと見込んでおります。

○委員長（原子　孝君）　１１番委員。

○委員（川村三十三君）　町長、御答弁いただきたいのですが、かつて中野地区にジャスコが来る際に、町として１億５，０００万円の投資をすると、そうしましたら町長は、１年間に８，０００万円の固定資産税が入るから、２年でペイできると、こう言っている、それを２回も言っていました。私は今、新幹線の駅前に来るその１，０００万円を言っているのではない。かつてあなたは、恐らく議事録に残っていないだろうと思う、ごもくそみたいにしてしゃべっていたから。８，０００万円も来るもの、２年間でペイできるべと、こういうことが、いや、こんなふうに高いと入るのですけれども、しゃべった経緯がある。町長、今のＪＲと、並びにイオン等にかかわっての、今まであなたが答弁したことを、最後ですから、きれいにあっさりと引っ込むという形から言うと、間違った説明したなということはないのですか、いかがですか。

○委員長（原子　孝君）　町長。

○町長（福士孝衛君）　お答えを申し上げます。

固定資産税は８，０００万円入ると、そういう話ではなくて、あそこへ来ると税収が８，０００万円ぐらい上がるだろうという見通しをお話ししただけの話であります。というのは、固定資産税のほかに法人税というのが入るのです。それからまた、そこで働く方々も

たくさんおりますので、そういう方々も税金を払うということになるわけですから、そういうものを含めると、六、七千万円から８，０００万円ぐらいまで入るのかなという希望的観測を申し、ごもくそ的だったかもわかりませんが、申し上げたということですので、御理解いただきたいと思います。

○委員長（原子　孝君）　１１番委員。

○委員（川村三十三君）　したがいまして、その時々都合のいいような発言をするということがおかしいのです。いいですか、今先ほど言ったでしょう、それが入ると、地方の自治体の税収がふえれば、それだけ交付税なりさまざまなものが削られてくるのだという、そのことを私は言っているわけです、そうでしょう、いいですか。ですから、８，０００万円ぐらい予想として入れば、２年間でペイできると、８，０００万円ずつ入ってきたらそれだけのもので、ある一定の割合で引かれていく、それが交付税の基準になるのだということを言っているのです。そうすれば、黙って手上げないで聞きなさい、そうすると、税務課長が言っているような説明というのは通るわけですからね。ですから、その時々にいいような話をするのではなくて、やはり法に基づいてきちっとお話しするということは、時の為政者の姿勢なのです。自分に都合いいときは威圧的に人に物を教えるということは、これはよくないです。立派な人になればなるほど謙虚さを身につけていくというようなのが、これは世間一般の常識でございますから、あなたに最後に贈る言葉としてそれを言っておきます。答弁要りません。

○委員長（原子　孝君）　答弁要らないということですので。

そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　なければ、ここで暫時休憩したいと思います。

休憩　午前１１時２１分

再開　午前１１時３２分

○委員長（原子　孝君）　それでは、休憩を取り消し、会議を開きます。

次に、７７ページから７８ページまでの第９款消防費について発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　ないということなので、次に進みます。

７８ページ、第１０款第１項教育総務費から８３ページ、第２項小学校費まで発言を許します。質問ありませんか。

２番委員。

○委員（佐々木寿夫君）　８１ページ、７目奨学金費２０節の扶助費のところに奨学金給与費とありますが、昨年度から奨学金の支給の形が変わっているわけです。それで、昨年度の実績と、ことしの申し込みの状況がどうなのかということについて、学務課長にお伺いしたいと思います。

○委員長（原子　孝君）　学務課長。

○学務課長（仁和民夫君）　佐々木委員にお答えいたします。

ただいまお話のありました７目奨学金でございますが、この項目につきましては、高等学校へ入学される方へ篤志家の寄附による５万円を差し上げるという給与事業でございます。そういうことで、佐々木委員申されました大学関係につきましては、私のほうから口頭でお答えしたいと思います。昨年におきましては、利子補給の関係４名、それから、従来型の貸し付け２名、６名ということで貸し付けしております。今年度におきましては、現在まだ大学受験等もありまして、受付の段階で人数は確認しておりません。確定しておりません。

以上でございます。

○委員長（原子　孝君）　２番委員。

○委員（佐々木寿夫君）　５万円の高校についてもお知らせください。

○委員長（原子　孝君）　学務課長。

○学務課長（仁和民夫君）　お答えいたします。

２０、扶助費にございますように、１５０万円予算計上をいただいております。１人につき５万円ということで、３０名以内ということで予定しております。現在、この事務につきましては、現在各学校から申請を受けて、今後、審査会、運営委員会等を開催する予定になっております。

以上です。

○委員長（原子　孝君）　そのほかありませんか。

１１番委員。

○委員（川村三十三君）　８０ページの事務局費の中に含まれるわけですが、町手をつなぐ育成会補助金の４万円でありますが、教育長この実態御存じでしょうか、この人たちの会の実態御存じでしょうか。大変、日常的にも、どこへ行くというわけでもない、多分、家庭の中でこういう人たちを育てていると思うのですけれども、そういう意味において、退職された教員の中でお世話をしている方がいらっしゃいますが、１年に一、二度、外へ連れていくとかということですが、補助金として４万円、いかがなものかなということが一つ。

次に、次のページの外国語指導助手招致事業費ですが、その最後のところの（財）自治体国際化協会負担金というのがございます、２０万８，０００円ですが、学務課長、自治体国際化協会は、どこの指導を受けている財団法人なのか、そして、その財団法人の理事長はどこから来ているのかということを存じ上げたら教えてください。

三つ目です。私、きのう、テレビを見ていたら、この世界的経済不況に伴って、高等学校に在学する生徒たちの授業料の未納金が非常にふえていて、そして退学に至ると、卒業を目前に控えて退学をしていく、ある県においては、授業料を納めないと卒業証書は渡さないということが出ていました。しかし、けさの朝日新聞を見ましたら、その影響が小学校の児童にまで及んでいるという実態であります。特に派遣社員といいますか、派遣職員

といいますか、そういう人たちが派遣先から首を切られた場合においては、住宅すら取り上げられて、そしてその結果、児童は転校せざるを得ない。やめさせられてから転校した回数は３回ありましたと、こう言っていますが、１年以内に３回もあるということになれば、子供たちはどこでどのように定着した学力を身につければいいかということ。同時に、先生たちはどのようにこの児童たちに手を差し伸べていいかということを非常に苦しんでいらっしゃると、こう新聞に出ていました。

当町におけるそういうような、小学校児童ばかりでなくて、中学校においても、また、もしわかりましたら高等学校においてもそういうような実態が出ているのか、まだ出ていないと思うけれども、それは私の社会性の至らなさかもしれませんが、その辺調査されていましたらお知らせいただきたい。できれば幼稚園もですね、公教育の中において、そういうように、保護者のいわゆる収入減によってさまざまな学校教育に支障を来しているという実態があったらお知らせいただきたいし、同時に、その者に対してどういう手を打つかという今後の展望についてもお知らせいただきたい。

以上です。

○委員長（原子　孝君）　教育長。

○教育長（新谷勝弘君）　１１番川村委員にお答え申し上げます。私のほうから２点お答え申し上げたいと思います。

まず第１点目の、町手をつなぐ育成会補助金４万円ということについてのお話でございますが、この育成会には、会議のときは私も時間ある限り参加させていただいております。その中で、一つは、年１回の町外におけるお楽しみの遠足のようなことを実施しております。それから、もう一つ、クリスマス会ということで、皆さん集まって、親子一緒になって活動するという事業も行い、あとは、親御さん、あるいは町にある七戸養護学校の校長先生も委員になっておりますので、一緒になって情報交換会をすると、このようなことで、この育成会が実施されております。それで、確かに事業内容等から考えますと、４万円ではちょっと少な過ぎるなという感じがいたしますので、再度これから検討させていただきたい、このように考えております。これが第１点目。

それから、２点目の、高校生在学の授業料支払いが非常に困惑しているというふうなことでございますが、ちょうど、偶然にも私も１週間ほど前にラジオでこれを聞いております。県立高校の事務職員、それから一般教諭等が相談活動を、実際に電話相談等を実施しているということもニュースに聞いておりました。これは何とかしなければならないのではないか、本来、これは大分前でございますけれども、川村委員も御存じのとおり、青森県の場合でも、これに似たようなことで、主任手当と拠出事業という感じで、大分前ですけれども実施されたことがございました。それを思い出しながら、私、ニュースを聞いていたのですけれども、大変な時期になっているということは重々承知してるいわけですが、さて、七戸町の場合はどうなのだろうということになります。

現在のところ、私のところへ各学校から入っている情報としましては、つい２週間ほど

前でしょうか、中学校の子供のお父さんが、やはりリストラに遭いまして収入が非常に少なくなったと。お母さんが仕事はしているのだけれども、子供も多いし、それから、おじいさんおばあさんの世話もしなければならないというふうなことから、給食費の支払いが非常に大変だという相談を受けてございます。今のところ、町内ではその家庭１件だけでございますけれども、やはり教育委員会としては、下の子供に対しては、親御さんはやはり無理をしてでも払うということで現在払っておりましたのですが、上のほうの子供、中学生に対しては、大体５カ月ほど支払いできないというふうなことで状況が把握できておりますので、うちのほうとしては、何とかしなければならないというふうなことで相談をいたしました、学校を交えて。給食センターのほうへ支払うのは、当然、年度のことは年度内に終わるべきが本来なのですけれども、そうは言っていられないからというふうなことで、少しずつでも支払いをしてもらおうというふうなことで、５月ごろまでいかがでしょうというふうなことで御相談を申し上げました。その結果、お母さんのほうでも、月に１回と言わず、また幾ら幾らというのでなければ何とかしたいという了承は得ております。ただ、今後、もしこのような、経済状態がまずいというのであれば、やはり教育委員会としてもどうあるべきなのかというのを本腰を入れて考えていかなければならない状況に来ているなということは把握してございます。川村委員のほうからお話のあった件では、幼稚園のほうはございません、小学校からも上がってきてございません。それから、中学校が今の事例１件でございます。何とか委員会でも、子供たちのため、また親御さんたちに負担を余りにしえないように、何とか協力しながらやっていきたいというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（原子　孝君）　学務課長。

○学務課長（仁和民夫君）　お答えいたします。

御質問のありました自治体国際化協会につきまして、代表者等、現在確認しておりません。資料来次第、報告したいと思います、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（原子　孝君）　１１番委員。

○１１番（川村三十三君）　私、この外国語のものについては、こういうように国際的な経済不況の中にあって、外国人、日本へ来てこうやっているの、相当な人数になると思いますよ、相当な経費だと思いますよ。ですから、現在の教育のあり方から見ると、私はもう外国人に依存しなくても、日本人による外国語の教育は私は可能だろうと思っているのですよね。要は、留学して帰ってきている、その人たちがあぶれている現象を見るときに、なぜ今外国人でなければいけないのだろうかという私は疑問を持つからです。国際交流という立場から言えば、それはお互いに助け合うということは必要でしょうけれども、恐らくこれは相当な金額に上がると思うのです。私のほうだけでも大したものでしょう。

また、この上にいるのはもっともっと退職金もらっているはずですよ。これは文部省の下部団体だと思うので、そういうあり方からいっても、やはり手を入れるべきだと思う。

ですから、前々から私、このことは言っていたのですよね。現に、話はちょっと飛びますけれども、サポーターの方、それから支援者の方の中でも、小学校あたり行ってる、この間、体育館の落成式行ってみたら、中国語の極めて堪能な方がいらっしゃるのですよ、中国の大学に入って。そういう人たちがいるのに、あの人たちには月１０万円ぐらいですか。外国人に何十万円と払っているとき、日本のそういう人に１０万円ぐらいしか払っていないということは、私はこれは本末転倒だと思う。ですから、これからは、英語だけでなしに、中国語も韓国語も入るかもしれませんけれども、そういう形の中で私はやっていくべきではないのかなと。これは一自治体の教育委員会ではできないと思うので、やはり県の教育委員会のほうにでも、会議がありましたら、教育長にそのことを要請したいなと、こう思っているわけです。

それから、先ほども、中学校の３年生は間もなく卒業でございますよね。そうした場合に、公立高校へ入る子供、私立高校へ入る子供、とりわけ私立高校へ入る子供なんかにとっては、財政負担というのは大変だろうと思うし、同時に、３年生担当の先生は、どんな気持ちでおられるのかということを考えると、何となく胸の痛む思いがしてならないわけです。もう高等学校へ行くから、七戸はそれは見なくてもいいのだということではなくて、これから、七戸の教育全体の向上のために、この児童生徒をどう援助していくかということについて、やはり町は真剣に考えてほしいと思う。新しく今度生まれる町長をもとに、教育長、本当に教育の町だと言えるような施策をとって、そして、ちまたに流れ出るような児童生徒をつくらないようにお願いしたいと思っています。答弁要りません。

○委員長（原子　孝君）　そのほかありませんか。

２番委員。

○委員（佐々木寿夫君）　８１ページの１０款教育費、１、学校管理費の節の１、学校評議員報酬１４万４，０００円と、こういうのがあります。学校評議員が、中学校のほうでもあるのですが、この学校評議員の役割といいますか、評価といいますか、これについてどのような役割を果たしているのか、教育長からお伺いしたいと思います。

○委員長（原子　孝君）　教育長。

○教育長（新谷勝弘君）　お答え申し上げます。

学校評議員につきましては、町内各小中学校に配置しております。その評議員の方々には、学校で今実施していることに対するアドバイス、あるいは、町内における子供たちの様子、あるいは、地域の方々が学校に対している要望等について、学校長に対し意見を述べていただくという形で実施してございます。これは合議団体ではございませんので、それぞれの委員と校長との間で話し合いをしていくということで実施してございます。これは法的に定められたものですので、実際にもう実施して長い年月たつわけですが、実施の結果報告等については、校長のほうからは非常に参考になるということは御意見は承っているのが現状でございます。

以上です。

○委員長（原子　孝君）　そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　なければ、次に進みます。

８３ページ、第３項中学校費から８６ページ、第４項幼稚園費まで発言を許します。質問ございませんか。

１１番委員。

○委員（川村三十三君）　私は今、委員長にお伺いしたいのですが、今この予算書に出ている部分と、これから条例が審議される部分とが、何かあっぺになっているような感じがするのですが、そういう部分ございませんか。委員長、そこは気がついていますか。

○委員長（原子　孝君）　暫時休憩します。

休憩　午前１１時５４分

再開　午前１１時５６分

○委員長（原子　孝君）　休憩を取り消し、会議を開きます。

１１番委員。

○委員（川村三十三君）　８７ページ、例えば分館職員の報酬３３万円とありますね……。

○委員長（原子　孝君）　８６ページまでです。

○委員（川村三十三君）　大変失礼をいたしました。先を急いだものですから。

○委員長（原子　孝君）　ないようですので、次に進みます。

８６ページから９２ページまでの第５項社会教育費について発言を許します。

１２番委員。

○委員（松本祐一君）　８７ページの１９節負担金及び補助金、青少年国際交流派遣事業補助金についてお尋ねします。きのうの補助金のあり方について問われました。そして、七戸町国際交流協会に恐らくこれ、委託していると思うのです、補助金が。それで、平成２０年度の段階で１００万円がつき、３０万円返還しなさいと言われて返還したというあれであります。それで、今回８０万円の予算ついていますけれども、積算の根拠をお知らせいただきたいと思います。

また、この４年間の中に、町長さん、２回海外に行っているはずであります。源燃と大連、これは町からの負担があったのがとうかお尋ねします。

○委員長（原子　孝君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（米澤秀一君）　１点目の３０万円の返還なのですが、これにつきましては、体験学習という形の事業費ということで、１２名中７名の参加、５名の減ということで、その分をお返ししていただきました。それがまず１点です。

それからもう一つが積算根拠なのですが、まず、まだ２０年度の決算出ていませんが、１８、１９の協会費の負担金が、まず変動性ということです。一つは、１８年度が町の助成金に対して４６％の協会の負担金。１９年度が、町の助成金に対して２７％と減少して

います。２０年度については５０％というふうに、そういうふうに、協会の負担金が流動的なもので、本来でいけば、フィフティ・フィフティと言えばおかしいのですけれども、そういうふうな形の助成で、これは補助金なものですから、幾ら足りないのかというのをもう少し協会のほうの負担金も検討していただいて町のほうに出していただければ、それなりの手当てはできると思います。

以上です。

○委員長（原子　孝君）　総務課長。

○総務課長（塚尾義春君）　町長の源燃の視察研修ですけれども、これは全部源燃のほうから旅費等が支給になっております。（「もう１点あるでしょう、大連に行った」と呼ぶ者あり）

大連の場合は、町村会のほうで全部持っていますけれども、これは完全に、毎年各町村で負担金お支払いしているものですから、その中での旅費支給という形だと思いますけれども。全額町村会のほうで出しているということになります。

○委員長（原子　孝君）　１２番委員。

○委員（松本祐一君）　そういうわけで、青少年の海外派遣の補助金が年々減ってきているのですよ。平成１１年から１３年まで３００万円ついております。その以降、経済のあれで町も大変だということで削られ、１５年には１００万円、１６年には２１０万円、１７年には合併ということで、これは小又村長さんと船山教育長が特別だということで、合併のあれだということで、３００万円多くして５１０万円の補助金がついております。１８年が２００万円、１９年が１００万円、そして昨年が２０年ということで１００万ついたのですが、３０万円の返還で７０万円、平成２１年のあれが８０万円ということで、３分の１ぐらいの減になっているのですよね。そういうわけで、町長さんはロータリークラブで卓話なさったときがあるのですよ。その中に、これ、石井先生がくださったのですけれども、多分、町長さんの手元にも届いているはずだと思います。こう町長さんは述べているのですよね。教育の町だと胸を張って言えるためには、皆さんで、これは蝦名喜代人さんの基金です、みたいなものをつくり、毎年海外に優秀な人を派遣するぐらいのことをしていいのではないかと町長さんは述べているのですよ。それなのに、今こういう、経済がこういう実態だというのなら、それはそれでわかりますけれども、教育の町だ、これから子供たちを育てなければならないという時期に、こんなことして、町長さん、気持ちはどうなのですか。

○委員長（原子　孝君）　町長。

○町長（福士孝衛君）　お答えを申し上げます。

まず初めに、合併記念だということで、小又副町長と教育長と考えて３００万円計上したというのは、もう少し謹んでいただきたいと。すべて私の決裁ですから。私を無視するなら、私、答弁しませんから、いいですか、それで。（発言する者あり）

いや、そのとおりだから怒るのであって。

それから、その卓話の中ではもっともっといろいろなことを話しています。そして、最後に、そうあってもいいのではないかということはお話ししているわけです。それをそのときは議員でしたから、町会議員でロータリークラブに出席させてもらって卓話ということでお話ししているわけですから。２０年も２５年も前の話であります。それを今出されて、そう言ったからどうとかというのは筋違いでないかという思いがあります。

ただ、申し上げますけれども、私は就任して以来、常に海外に派遣してまいりました。特に私もカナディアンロッキーのほうを見まして、世界で８番の、一番初めに国立公園に指定されたというところでありまして、非常にすばらしいということで、今までカナダのバンクーバーですか、そこへ派遣していたのを、それを足を延ばさせて、何年間か続けてカナディアンロッキーまでやりました。ただ、いろいろ事情がありまして、それも切り上げて、そしてずっと続けてきましたけれども、アメリカの同時多発テロがあったとき、海外には出されないということもありまして出さなかったわけであります。その次に出してやりました。そうしたら、引率した方が参りまして、もう大変な費用もかかるし、財政難だからいいのではないかというふうな、海外でなくてもこちらでも研修できる、ヒルズだか、そこもあるからということもお話を提言されまして、それを受けて、国際交流協会とお話し合いをして、では、そこのほうがいいということで１００万円ということで、十何名ですか、１２名ですか、行くということで決めたわけであります。ところが、参加者が５名だか６名しかなかったということで、その分は返していただいてということになったという話を聞いております。

いずれにしましても、国際交流協会も、これまでは申し上げたくないのですけれども、何か非常に私に対して闘争心を持ってお話ししていますので、お話をしたいのですけれども、国際交流協会でも、付き添いとして行った方がホテルに泊まって、１万６，０００円だか７，０００円のホテルにずっと泊まっているという形。それから、子供たちも、ホームステイですけれども、１人１万４，０００円ぐらい払っているということであります。そういう状況で、大変な経費がかかってしまっているわけであります。それらを見た方が、引率してきた人が、非常にひどい、そういう話もありまして、できるだけ経費を節減して、それなりの効果を上げられるところを選択したほうがいいよということで、会長さん等もお話をして決定したということであります。ただ単に３０年も２０年も前の話をして、それだから今何だいという、そういう問われ方は、これは私にとっては本意でないと、そういう思いがします。

○委員長（原子　孝君）　ここで、昼食のため休憩をとりたいと思いますけれども、途中でありますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　それでは、昼食のため、ここで休憩したいと思います。

休憩　午後　０時０６分

再開　午後　１時１５分

○委員長（原子　孝君）　それでは、休憩を取り消し、会議を開きます。

質疑を受ける前に、学務課長より答弁があります。

○学務課長（仁和民夫君）　午前中の川村委員の御質問にお答えいたします。

財団法人自治体国際化協会でございますけれども、総務省、外務省、文部科学省のもとに組織されております。理事長名でございますが、香山充弘となっております。

以上でございます。

○委員長（原子　孝君）　その後、質問ございませんか。

１２番委員。

○委員（松本祐一君）　さっきに引き続きですけれども、私の言いたかったのは、これは二十四、五年ぐらい前です。だから、それ以降の町長さんの気持ちは、今もう消え失せてしまったということなのですか。

それと、町長さん、海外に行って、いいところ見てきているわけですよね。そういうわけで、七戸町の子供たちも出してあげたいのだという気持ちが消え失せてしまったのかどうかを聞きたいと思います。

それと、先ほど事務局行って聞いてきたのですけれども、引率者のホテル代はもう込みだそうです、個人負担はしてないのだそうです。それは撤回していただきたいと思います。

○委員長（原子　孝君）　町長。

○町長（福士孝衛君）　それではお答えを申し上げます。

私は個人負担ということは言っていません。１人、それだけかかっているということであります。１人１泊そうだということで、引率者のホテル代は１泊１万７，０００円だということをお話しして、個人が負担しているということは申し上げていません。もう少しちゃんと聞いて質問していただきたいと思います。

また、その消え失せたか消え失せないかということでありますけれども、いろいろな意味で、出したいことは大変私も強い思いをしていますけれども、いろいろそういう交流協会の中の皆さんの中から、もう海外に出すのは、大変な状況の中で、使命がこれで終わったのでないかというふうな意見もあったし、またそれにあわせながら、国内にもそういう、外国に行かなくても体験できるようなところもあると、少ない経費で同等の効果が得られるところもあるということ等もあって、そういうことで、ではそちらにしようかということになって今いるということですので、大体、松本委員も国際交流協会の専務ですよね。あなたが一番その状況をわかって、そして仕切ってきているわけですから、それを、総会とかそういう場でその辺を話しして、それなりに私のところに、こういうことだということで、会長さん初め要望に来たりする、そういう対応もしてもいいでしょうけれども、会長さんは一回もこのごろはそういう面では要望に来たこともありませんし、そういうことで、私もいろんな会合等に行ってお話ししても、おかげさまで、ブリティッシュヒルズというところに行って大変勉強になってよかったという報告もいただいているわけで

す。そういうこと等もあって、もう少し会長とか国際交流の役員の皆さんとも、専務としていろいろ話し合いを通して、いろいろまとめてリードしてくださいよ。私からお願いします。それでまた時期が来たら復活して、アメリカでもイギリスでも、どこへでも行きたいところへどうぞ連れていくように、あなたが一番先頭になって頑張る、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（原子　孝君）　１２番委員。

○委員（松本祐一君）　町長さんから力強い言葉をいただきました。

それで、青少年の人材の育成ばかりでなく、私はやっぱり、役場職員の人材も育てなければならないのではないのかなと思っております。先ほど川村委員さんからもありましたが、財団法人自治体国際化協会を通して、六戸町さんではオーストラリアのシドニーに２年、東京で１年間研修して、オーストラリアのシドニーで２年、向こうの役場みたいなところに勤めたと。そういうやっぱり役場職員の方々も、財政が許すならば、私、ぜひ行ってほしい。私はとにかく、皆さん視野を広げてくださいという立場の人間です、そういうような考えを持っています。国境を越える喜びとか視野を広げることが大事だと思っているのです。その点について、役場職員の方をやっぱり育てなければならないという、そういう一つの観点から。

○委員長（原子　孝君）　町長。

○町長（福士孝衛君）　お答えを申し上げます。

まさにおっしゃるとおりであります。そうしたいと、私もそういう意味で国内の研修等については積極的に参加させています。ただ、海外までという、まだそこまではいっていませんけれども、そういうことですので、新しい町長、また皆さんと協議をしながら、ぜひその辺も実現していただきたい、そう思います。

それから、松本委員、非常にいい話をしました。国際的に視野を広げて、私は、視野を広げた、広い視野の中で判断するという話もありました。すべてのものをそういう目で見て、新幹線についてもそういう発想で、広い視野のもとにいろいろ行動していただきたいと思います。

以上であります。

○委員長（原子　孝君）　そのほかありませんか。

１番委員。

○委員（附田俊仁君）　町のこども会育成連絡協議会助成金の件なのですが、８７ページの１９節です。先般、私の子供が通う天間東小学校のＰＴＡの総会がありまして、その総会の中において、１０年後、少子化に向けて子供が少なくなっても対応できるようにということで、大幅にＰＴＡの会則を変えさせていただきました。その中で、一番手をつけたのが、分館で割っていた４地区が東小学校学区になっているのですが、その地区割というものを排除するということが主な改正点でした。子供の育成に当たって私が考えるには、ＰＴＡ、子ども会と部活動、今育成会という形ではあるのですが、その三つが、主な子供

の交流の所属する社会かなと考えております。その中において、子ども会は今のところ４地区でのおのおのの活動になっているわけなのですが、全町をばあっと見たときに、子供の数によって活動の範囲とか内容が制限されると思うのですね。小学校の場合は、低学年、中学年、高学年という形になりますので、それでいくと、私どもの小学校、全校生徒１０３名でしたか、非常に少ない人数なわけです。そこで、もう東小学校学区、合併してから４０年が来ますので、学区として、父兄の方々は新天間小学校卒業生が大半を占めてきております。もうそろそろ機が熟してきているのかなというところもありまして、子ども会の区割りの再編といいますか、合理的な運営をするに当たって組織の再編は考えておられないのかどうかを教育長にお伺いしたいと思います。

○委員長（原子　孝君）　教育長。

○教育長（新谷勝弘君）　少子化というふうなことで、どこの町内も非常に子供が少ないというふうなことは実態でございます。ですから、今までも考えられていることは、町内町内一緒になって、子育て、子ども会を、単位子ども会のほうですけれども、合併した上で一緒にやったらどうかということを、それぞれの子ども会総会等でも、私個人的にお話ししても、なかなか言うときいてくれません。例えば、旧七戸町内のほうですと、お祭りなどもあるのですよ、例えば二つの町内が一緒になってお祭りを実施しているというふうなところもございますけれども、すべてがそういくわけでもない。例えば私のほうの町内ですと、隣に小さい町内ありますので一緒にというのですけれども、なかなか了解してもらえないという実態がございます。ですから、単位子ども会そのものの活動が非常に活発に行われないというふうなことから、先ほど東小学校さんのほうのＰＴＡの会則等も直してきているというふうなことですので、ぜひその形で進めていってもらいたい。今のところは、教育委員会の中で、全体で子ども会をどのようにしようというふうなところまでは、話は今のところはございませんので、まず、東小学校さんのほうでやっていただいて、その結果を見させていただいて、今後、検討をさらに進めていきたい、このように考えてございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（原子　孝君）　そのほかありませんか。

１１番委員。

○委員（川村三十三君）　９２ページまでですか。

○委員長（原子　孝君）　そうです。

○委員（川村三十三君）　８７ページの１９節負担金及び補助金のところの南部藩交流事業費、これは長年やってきたわけですが、事業ですから、ある程度事業を進めると、これ、まとめる段階もあるのだろうと思うのですが、今までやってきたこと、何をやってきて、どういうような成果が上がっているのかをお知らせいただきたい。

次に、中央公民館費にかかわって、私、毎度言っています。分館職員の報酬が３３万円ありますが、これを見ると、１１の分館ということになると３万円になりますかね。そういう理解でよろしいのかどうか。

次は、８８ページの１３の委託料ですが、道ノ上地区環境保全管理業務委託料、これはどこに委託するのか。

次の、下の清掃業務委託料１８万円、これもどこに委託するのか。管理業務委託料１６５万５，０００円、これは、どこに何の管理を委託するのか。

それから、分館運営委託料２２０万円、このことと、次の南公民館についても同じことが言えるわけですが、業務委託料、これはどこにやるのか。それから、分館運営委託料８０万円、これは４カ所だと思うのですが、中央公民館と南公民館の分館の違いをお知らせください。もう一度言いますよ。中央公民館の分館と南公民館の分館の違い、それから共通点、これをお知らせください。

それから、９１ページの下のところの報酬が出ていますが、二ツ森貝塚保存管理計画策定準備委員会報酬が８万円出ておりますが、これは、先ほどちょっと説明いただいたのですが、北東北の、いわゆる世界遺産に対するステップアップなのかどうかということもあります。そうした場合に、二ツ森貝塚遺跡の保存計画等がクローズアップされた場合に、七戸町の城跡のこれからのあり方はどうなるのか。

次のページです。９２ページ、１３節委託料、二ツ森貝塚や、これは史跡と呼んでいいでしょうね、城と書くと城跡になりますが、私はあえて史跡と言いますが、史跡公園管理委託料４５万６，０００円、この中に、先ほど言った竪穴住居の復元が予定されているのかどうかということ。それから、史跡七戸城跡買上地維持管理委託料、これは町独自予算でございますか、それとも文化庁か文化課からのお金が幾らか入っているのか。

次のところも、緊急雇用であります。これは史跡と書いてありますから、史跡は七戸は二ツ森貝塚と七戸城があるわけであります。そのほかにもいっぱい史跡があるわけですが、この史跡の何をどのように環境整備するのか、そのことをお答えいただきたい。

今のところ、ここまでお答えください。

○委員長（原子　孝君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（米澤秀一君）　１１番委員にお答えいたします。

まず一つは、南部藩の関係の成果でございますが、平成元年から始まって２０年たちました。この間に、子供２０名を遠野市に交流させるために派遣しました。また、遠野市の子供たちが七戸町に来て交流を深めております。それで、成果につきましては、毎年報告書をつくっております。中身は、遠野の子供たちとの本当の交流、児童交流でございます、それから、遠野市内の散策によって遠野市の市民との交流ということでございます。また、受け入れについては、七戸町を知っていただくということで、七戸城跡を散策、それから美術館等の体験ということで、皆さん楽しんでいただいております。

次に、分館職員の報酬でございますが、これにつきましては、平成１９年度までは報酬が補助金の中に含まれていました。それを２０年度に、公民館分館長等をお呼びしまして金額を定めております。それについては、年１０回２時間程度の会合とし、七戸町臨時職員取扱規定の自給７５０円を適用し積算した報酬金額１万５，０００円としております。

これにつきましては、天間地区、七戸地区の公民館分館長の御了解を得て、この金額としました。以上でございます。

それから、８８ページの２２万円の委託金ですが、先ほども申し上げたとおり、２０年度までは補助金として流しておりました。これは、公民館分館長及び主事は教育委員会の委嘱に基づいた特別職の臨時職員ということに位置づけまして、これを委託料にかえたものでございます。

中央公民館と南公民館の分館の違いなのですが、どちらも同じ扱いとしております。

９１ページの二ツ森貝塚保存管理計画策定準備委員会の報酬ということですが、これについては、１２月の定例町議会、附田議員の一般質問の答弁の中に、遺跡の保存管理計画並びに策定委員会の設置をするということで、この準備段階として、この委員会を立ち上げたい。それで、北東北の……。（「後で調べてからでいい、どうぞ調べてください」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　続いて、中央公民館長。

○中央公民館長（二ツ森政人君）　川村委員にお答えいたします。

私のほうから、道ノ上地区環境保全管理業務委託料５万７，０００円でございますが、これは、国道から、前の軍馬補充部のあったところまでの両側２００メートルの桜の木がございます、これを保存しましょうということで、剪定作業や病害虫駆除、桜の木に虫がつきますので、それら、それから清掃美化運動をしている者に対する委託料でございます。

それから、もう一つが管理業務委託料１６５万５，０００円でございますが、これは、中部上北シルバー人材センターへの夜間及び土日の職員を配置していただいておりますので、その委託料でございます。

以上でございます。

○委員長（原子　孝君）　続いて、南公民館長。

○南公民館長（花松了覚君）　南公民館費の中の業務委託料ですが、これは公民館の夜間業務及び休日業務についてシルバー人材センターに委託しております。また、分館運営委託料８０万円ですが、これは、南公民館で所管する野々上、西野、倉岡、鶴児平の４分館がありますが、それぞれに２０万円ずつ業務委託する予定でおります。

中央公民館と南公民館の主な違いということでありますが、南公民館については今年度から始まった事業でありますし、また、中央公民館については、私のほうでは十分な内容を把握しておりませんので、とりあえず、南公民館のほうで今年度行った事業についてお知らせしたいと思います。

まず、今年度ですが、主な内容としては、そばづくりを初めとする郷土料理教室、それとペーパークラフトなどの各種講習会、それから、地域と連携したイベント、さらに環境整備事業等を行っております。先月、南公民館で所管する分館長会議を行いましたけれども、今年度の事業を振り返り、非常に有意義であったと報告を受けております。今まで、

全く同じ地域にいながら、一緒に活動することがなかったが、分館事業を通して地域の連帯が生まれたとか、分館の効果があらわれているように見受けられました。また、ある分館では、自分たちの地域だけでなく、七戸町全域を対象とした事業を展開するなど、非常に意欲を持って取り組む姿勢も感じられ、今後の活躍が期待されるところであります。どの分館も地域の持つ特性を生かした活動を展開しており、町内全域を対象にしたならば、かなりの成果を上げることができるのではないかと思っております。本館でできない事業を十分にカバーする力が感じられているところであります。ただ、まだ１年目ということもありまして、地域の活動と公民館分館としての事業がまだ未分化の点も見られますので、今後、事業計画の際に協議しながら、分館の独自性を引き出して、また、本館と分館を連携協力した事業展開に心がけていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○委員長（原子　孝君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（米澤秀一君）　先ほどは大変失礼しました。二ツ森貝塚史跡公園管理委託料については、地域の方々にお願いして清掃業務をしていただきます。先ほどの川村委員の竪穴居住については、２０年度３月の補正に盛り込んでおります。

次に、縄文遺跡群についての話なのですが、このステップアップなのですが、県のほうでは、月曜日、３月１６日に、第１回目の縄文遺跡群、世界遺産登録推進に関する会議を開催するということで、県のほうとの連携をとりながらやっていきたいと。そのときに県からの説明がありますので、それを聞きながら進めていきたいと思っていました。

それから、同じく委託料の史跡七戸城跡買上地維持管理費なのですが、これは町単でございます。

次に、史跡文化財等環境整備業務委託料なのですが、この中身については、草刈り、枝打ち、伐採、花木の植栽等、それからヤマツツジの剪定、のり面の雑木伐採等をお願いしております。人数については、男子が２名、女子が６名ということでございます。６カ月でございます。

以上です。

○委員長（原子　孝君）　続いて、町長。

○町長（福士孝衛君）　南部サミットにつきまして補足説明をさせていただきます。担当課からは、児童の交流ということのお話ございました。それ以外にも、毎年それぞれの開催地では、剣道試合とか民俗舞踊をやるとか、それからゲートボール大会をやるとかということ、いろいろそういう交流も重ねてまいりました。特に今お話をしたいと、補足したいと思ったのが、この新幹線に対しましても非常に協力的に結束して、決議等をしたりしてやってくれました。特に山梨県の南部町は金丸信さんの選挙区だということで、小沢さんという方ですけれども、その人が町長ですが、後援会長だということもありまして、私もその南部町の町長さんとは親しくつき合っておりましたし、また、南部町の隣に富沢町ってありますが、そこから私の祖先が出たのではないかと言われていますので、南部の

町長さんから墓参りに来なければだめだぞと言われるくらいまでなっていたわけですから、そういうこともありまして、ぜひ金丸さんにお会いして新幹線を要望したいということで、そして小沢町長が快く引き受けまして、それなりに段取りしてくれまして、南部町のマイクロバスを回してよこしまして、そして回って歩きまして、金丸信さんにお会いできた経緯があります。その際いろいろお願いをしましたが、南部サミットのそういう関係があるのであれば、やっぱりそれなりに頑張らなければならないなというお話もいただきましたし、そして、私、金丸先生、すごいあれで、金丸先生が建設業界の会長で、大会をやると国会議員の先生が１００人も集まるのですよ、１２０人も。先生の会合には……。

（発言する者あり）

まあまあ、内容ですから。そういうことで、非常にすごいということをお話ししましたら、受益ぐらいになればみんなこんなのだというお話ありまして、帰ってくるとき、握手をして、そして帰ってきた、そういう非常に力強い表面からの支援をいただいたということもありますので、ひとつその辺をお伝えしたいと思いまして補足説明をさせていただきました。

以上であります。

○委員長（原子　孝君）　１１番委員。

○委員（川村三十三君）　自民党の大物とつき合っていながら、新幹線が延び延びになって４０年もたっているということになれば、あなたの力量が問われるのですよ。金丸あたりだったらすぐできるでしょう。だって、自分のところに引っ張っていくもの。まあ、それはどうでもいい。

南部サミットの件はわかりました。それから、子供を遠野にやっているということもわかりました。同時に、戸のサミットがありますよね、さまざまなところと交流することはいいわけですが、南部サミットとこの戸のサミットというのは、私は一つになっても何ら不思議ではないと思っているのですね、そういう意味ではですよ。

それから、もう一つには、これは教育長にお願いしたほうがよろしいでしょうか。七戸と遠野の関係はよくわかりますが、もっと近い、因縁のあるところというようなのは、私は九戸だと思います。九戸とともに攻防を繰り返してきた七戸だとすれば、私は遠野だけ行き来するのではなくて、各地域を子供たちに見せることによって、ああ、こういうところが七戸と、そしてまた歴史に関心を持たせるという意味からいたしますと、中世における七戸城の持つその価値観というのは、改めて子供たちがわかると思います。ですから、遠野だけでなしに、さまざまな、七戸藩にかかわりのあるそういうところも、根城あたりでも九戸でも見学させたほうがよろしいだろうと思っております。

それから、分館のことでございますが、分館についてはまだ未知数なところがあるし、それから、法律的にまだ精査されていないところもあるわけですね。ですから、私は、今回は許しますよ、しかし、今までやってきて、その三十数年来の運営の仕方が惰性に乗っかって、分館法の法律に合わない、合うこともやっているのですよ、しかし、ごちゃまぜ

になっている、いい点もあるけれども、やはり分館法から見たら、これはだめだろうと思っているのです。ですから、それは私は去年から言っているのです。これは教育長の問題でもあると思うので、教育長、やはり分館のあり方についてはきちっとしたもので、地域の学区民のコミュニケーションを私はよくするということはわかりますが、使い方というものはおのずと違うわけですから、このことを担当課としても、とりわけ教育長はその責任者であるわけですから、来年あたりまでにこれを整理しまして、分館のあり方と地域の集会所のあり方と、そのものをきちっと分けてほしい。ことしは認めますよ、これは。もう出てきてますから、これは認めます。

そこで、もう一つ聞きます。分館長並びにここの職員、何ぼ払っている、１万円ですか、払っているの、１万２，０００円ぐらいですか。この職員は公務員ですか、準公務員ですか。それから、もう一つには、教育委員は公務員ですよね、準公務員になっているのでしょうか。その辺お知らせいただきたい。

それから、総務課長のほうにお聞きいたしますが、あらゆる委員会の委員になっているところありますよね、例えば農業委員会の委員だとか。委員と名のつくもので、公務員または準公務員に指定されている委員はどういう方々なのか、それをお知らせいただきたい。よろしいでしょうか。

以上で質問を終わります。

○委員長（原子　孝君）　総務課長。

○総務課長（塚尾義春君）　各種委員会の委員のことだと思いますけれども、町では非常勤職員という形で、全部報酬等を支払うよう条例で決めております。そういう方々は、全委員さん方は、特別公務員ということになります。

○委員長（原子　孝君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（米澤秀一君）　お答えします。

公民館分館長及び公民館分館主事は、教育委員会が地方自治法２３０条に基づいて委嘱した特別職の非常勤職員です、ということは、地方公務員ということになります。

以上です。

○委員長（原子　孝君）　１１番委員。

○委員（川村三十三君）　総務課長に再度確認をいたします。この予算に乗っている、報酬を出している委員は特別公務員でありますですね。そこで、選挙管理委員会の委員長に聞きます。特別公務員は選挙運動行為はやれますか、やれませんか。

○委員長（原子　孝君）　町民課長。

○町民課長（岡村茂雄君）　私のほうからお答えさせていただきます。

地方公務員法にのっとりまして、常勤、いわゆる我々職員みたいな常勤雇用関係にある者と、非常勤の特別職、二種類ございまして、常勤の職員につきましては地方公務員法で政治団体等が規制されておりますけれども、非常勤の職員については、地方公務員法には政治団体、政治活動は規制されておりません。ただし、公職選挙法になりますと、公務員

は、その地位を利用して選挙運動はできないとされております。したがいまして、全く選挙運動はできないと、そういうものではございません。

○委員長（原子　孝君）　１１番委員。

○委員（川村三十三君）　選管のほうから重ねてお聞きいたしますが、非常勤の方であれば特別公務員と言っているのね、非常勤であれば。いいのでしょう、非常勤は特別公務員ですよ、ですね。選管から聞く、選管どうですか。そうすると、その非常勤の方は特別公務員だから、おのれの肩書きを利用しない限りにおいては選挙運動は可能であると。そうすると、常勤ということになると、これは後で聞かなければならないな、常勤はだれなのか、非常勤はだれなのか。この地位利用ということもあると思うわけですが、極めて生臭い時期に来ているから聞くのですよ。いいですね。ここに座っている方々は公務員ですからあれなのだけれども、教育委員長は、ではどっちだ、そうすると、この方も非常勤公務員だから、教育委員長並びに教育委員も特別公務員ということに理解してよろしいわけですね、うなづいていますから、それでわかりました。

○委員長（原子　孝君）　あとはよろしいですか。

そのほかありませんか。

１６番委員。

○委員（白石　洋君）　９２ページの１０目なのですが、盛田古書等整備費と、こう乗っかっておりまして、６３万円の清掃作業というのですか、すす払ったりいろいろなことをしてきちっとして出すわけですが、このスピードでいきますと、６万冊ぐらいあるというのですが、どれくらいかかっていくような形になるのですか。金額が少ないから整理されないということではないのでしょうけれども、これは、たなつくったりいろんなことをしているようですが、その考え方からすれば、古書の整理をする、たなをつくるのと、その整理したものが相まっていけばちょうどいいわけですけれども、このスピードでいきますと、あとどれくらいの予想でいくようになりますか。

それから、町長さん、せっかく立派な図書をちょうだいしたということですが、せっかく議会の議案の中にある目の中でも、１０目盛田古書等整備費というあたりはちょっと寂しい感じがしますね。例えば、盛田稔記念図書館だとか、何か歯切れのいい、みっぱのいい、何かにされないものかなと思って、漠然と今思っているのですが、この辺のあたりの感じ方はいかがでございますか。

○委員長（原子　孝君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（米澤秀一君）　お答えします。

現在、１０月に搬入しました本については、１カ月かかりました。それは、清掃作業ということで、今、たなに仮に置いていますが、たなが足りない状態、まだ段ボールに入れている状態なのですが、いつでもまた開示できる状態です。ただ、あと３分の２がございます。春先また第２回目の搬入をしたいと思っていますが、何しろ、今現在仮の４階に置いています。前に議事堂に、またそこに収納してまた整理していきたいと思っています

が、大体また１カ月分ぐらいがかかるのではないかと。その後の整理作業なのですが、今寒い時期で、また、七戸庁舎、ボイラーが故障していまして、ボランティアの方々に、ちょっと今寒いということで、とめています。暖かくなったら整理に従事していきたいと思っていましたが、何しろ、あと３分の２ございますので、それについては、随時４階のほうに入れて整理しながら進めていきたいと思っていました。また、名称については、記念図書館となれば、ちょっとまだその場所も設定されていないし、今現在は、そういう整理作業に頑張っていきたいと思っていましたので、２１年度末までにできるかちょっとわからないのですけれども、まず蔵書がどのぐらいあるか、また貴重品があるか、それはこれから整理していきたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（原子　孝君）　１６番委員。

○委員（白石　洋君）　担当課としては、余り計画性のないような感じに受けとめるのですよ。やっぱり、どれくらいの本があって、ざっとでもいいのですが、それらについて、これくらいの計画でいくとか、予算の問題もあるわけですからね、漠然と、あと３分の２残っていますから、もんがらもんがらというふうに、ボイラー故障したことを話しして、そんなふうにやってたって試合にならないのですよ。やっぱり、これくらいあって、年間これくらいの経費をかけていくというふうなことをちゃんとしていかなければ、ちょっと悪い話ですが、盛田先生も高齢ですし、盛田先生でなければ分類できない、なかなかデリケートなものも私はあるのではないかと思うのですよ、貴重なものがですね。間に合わないことあるのだよ、今度は。変な話でなくね、そうなってくると、やっぱり計画立てるほうも、これは予算のこともあるから、町長部局とも話ししなければならないのはわかるけれども、大ざっぱに大体これくらいかかるのだと、余裕あるときは少し足し増ししてやってくださいというぐらいの資料をたたいていかないと、せっかくのものが宝の持ち腐れになっても困るから、私はあえて言ったのですけれども。これ以上は言いませんけれども、その辺のあたり、スピードアップもするのはしながらやっていかないと、私、せっかくの好意に恥かかせるような感じにもなると思いますので、ひとつその辺のあたり。

それから、場所が決まらない決まらないと言ってたけれども、新しく建てるわけでないわけだから、その辺、町長さんと相談しながら、やっぱり早い機会で私は、せっかくのあれですからね、名前きちっとつけてですよ、議会のほうは承認してもらうなり何なりした形で進めるのは、私はやっぱり進めたほうがいいなと思いますので、町長さん、改めてこの辺いかがですか。

○委員長（原子　孝君）　町長。

○町長（福士孝衛君）　それでは、お答えを申し上げます。

非常に貴重な、そして、大変温かい御指導をいただきました、御提言をいただきました。まさにおっしゃるとおりだと思います。特に盛田先生の蔵書は、５万とも６万とも言われているわけですので、そういう意味で、本当に貴重な書籍ばかり、古文書といいます

か、そういうものを含めた貴重なものであります。これは、将来にわたって、七戸町の宝物だというふうに認識しております。七戸町だけでなくて、青森県、日本の宝にもなるのかなという思いもあります。そういうことで、この書籍等につきましては、本当に慎重に取り扱いまして、将来に向けて、この地域全体のレベルアップのためにも尽くしてもらわなければならないという思いもありますので、お話を承りましてということではありませんけれども、できるだけ私の在任中に、その辺についても検討しまして、次の町長に申し伝えたいと思いますので、これからもよろしくいろいろ指導してくださいますようにお願いをいたしたいと思います。

以上です。

○委員長（原子　孝君）　そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　なければ、次に進みます。

９３ページから９５ページまでの第６項保健体育費について発言を許します。質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　ないようですので、次に、９５ページ、第１１款災害復旧費から９８ページ、第１４款予備費まで発言を許します。

１１番委員。

○委員（川村三十三君）　１２款の一番最後のほう、水道事業会計繰出金の中の消火栓設置と設置費等繰出金でありますが、ことし１００万円計上してありますが、要求はこれだけでしたでしょうか。ということは、私のほうの町内で、この消火栓が足りなくて、作田川に給水管をおろしたわけですが、国道と水面との落差があって、給水管で間に合わなかったことがあるわけです。消火栓は使えなくて大変だったのですが、今、消火栓設置を求められている、または、必要だと思われる消火栓はどれぐらいあるのですか。そしてまた、１基と言うか１本と言うかわかりませんけれども、それに要する費用は幾らなのかも教えてください。

以上です。

○委員長（原子　孝君）　上下水道課長。

○上下水道課長（神山俊男君）　お答えいたします。

消火栓の設置につきましては、消防担当のほうで設置とか移動とかを決めていただいて、それに基づいて水道事業が工事費をいただいて工事をすると、そういう流れになってございまして、水道事業のほうで設置とか移動等について決めたり、そういう部分は、総務課のほうの消防と事務をすみ分けしてございます。

それで、消火栓１基当たりの工事費といいますか、それはどれくらいかかるのかと、場所とか本館との位置関係にもよりますけれども、新設の新しい消火栓をつけた場合、７０万円ぐらいは大体かかっている状況です。

○委員長（原子　孝君）　総務課長。

○総務課長（塚尾義春君）　消火栓の設置箇所の件、今現在、消火栓、七戸地区が１８０カ所、それから天間林地区が２６６カ所で、計４４６基あります。ただ、実際に、あの消防署、それから消防団関係で精査しまして、家が新しく建ったりすると、またそこが必要になったりするものですから、毎年その辺は見直ししながら、設置場所等を検討しているというような、そういう状況でございます。

○委員長（原子　孝君）　あと、ございませんか。

６番委員。

○委員（田嶋輝雄君）　これに関連しましてちょっとお聞きしたいのですけれども、この前、実際火事のあった現場にいたときに、消火栓と消火栓とつなぐわけですけれども、そうすると、その場所によってはかなり長くなったり、あるいは、入っていくときに入れない消防車とか、そういういろいろなものがあって、なかなか放水できにくい環境にあったところもあったわけです。そんなときに、そうすると、つないでつないでいくと、なかなかこの消火栓というのは、今言ったように何カ所もあればいいのですけれども、そういった問題が結構、もっと設置してほしいということがありませんか。

と同時に、もう一つは貯水槽、このことについても何か注文と言えばあれですけれども、そういったものはありませんか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○委員長（原子　孝君）　総務課長。

○総務課長（塚尾義春君）　６番委員にお答えいたします。

確かに、この前、天間林の農工団地の火災のときには、実際に車を間に２台ぐらい置いても届かなかったというような例があります。ただ、あのところの場合、どうしても途中途中に人家等が全然なかったりしているものですから、その辺につきましても、防火水槽、それから消火栓の関係、消防団のほうでも議題になっておりましたので、検討をさせてほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（原子　孝君）　６番委員。

○委員（田嶋輝雄君）　実はまだはっきりとした形ではないのですけれども、私たちの集落のことなのですけれども、昔はそれぞれの場所にため池というのがあったわけです。ところが、近年はそういったものをどんどんどんどん埋めまして、そうすると、ため池がなくなって、消火栓１本、あるいは貯水槽みたいなところがかなり離れたところにあるということで、これは何とかため池か、あるいは貯水槽つくらなければならないなと、これからのことになれば、ちょっとやればすぐ燃えてしまうと、そういうふうなことも言われまして、やはりこういった防火対策というのに関しては、貯水槽並びにこういった消火栓、やっぱりそれなりに必要だなということを感じたわけです。そこを踏まえて、これからも各地域におきましても、十分配慮した形の中で聞き取っていただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（原子　孝君）　そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　なければ、以上で歳出の質疑を終わります。

次に、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

８番委員。

○委員（三上正二君）　多分、ページ数では６２ページの項目になると思います。きのう、農業問題のところでちょっと聞き忘れたので。

国の制度の中に、売れる米づくり政策というのか、そういうのがあると思いますけれども、その形の中で、優先配分というのか、そういう形があるやに聞いています。その辺のところをちょっと教えてもらえませんでしょうか。

○委員長（原子　孝君）　農林課長。

○農林課長（森田耕一君）　お答えいたします。

これは、転作の制度絡みの関係だと思いますけれども、実は県より転作の関係で、米の数量の配分がございます。それで、その中に契約販売といいますか、農家個々で販売するという、そこを優先という項目も実はその制度の中に入っているというふうな状態でございます。

○委員長（原子　孝君）　８番委員。

○委員（三上正二君）　なぜこんなことを聞きますかといいますと、例えばこれから、恐らく今の場合は、この七戸町全体の中で一律配分になっていると思うのですよ。ということは、売れる米づくりすると、私もそういうことで動いたことありますけれども、そういうふうになると、相手方に売るためには、特別なわけあり商品みたいではないけれども、自分なりに工夫した形の中での栽培するのですよ、また、売る努力もします。要するに、国のほうでもなぜこんな政策とっているかというと、要するに、県でも言っていますけれども、町長さんも言っています、やる気のある形の中で育てなければならない、まさしくそのとおりなのですよ。やっぱり努力した人が努力しただけのことが見返りないと、何ぼやっても、やってもやらなくても同じだとだれも働かなくなるのだよ。がために、そういう制度があると思う。だから、きのうも言いましたけれども、これからの形の中では、特に大型で、単一、米なら米だけをやろうとする人になれば、単作になるわけですよ、そのときは、当然、何千俵という形で自分で持つことになりますので、そうなれば、何とかして自分で有利な販売しようとして努力するはずです、また、栽培も工夫するはずです。品種についてもそうなはずです。だけれども、そういうふうに幾らやっても、みんな配置は、みんな平等だといえば、一生懸命やってもやらなくても何も意味なくなるわけだ。これから、今、とも補償とかそういういろんな関係のことがあるのはわかります。なかなか難しいこともあります。今、多分、その形でやっていたのは農協さんとかそういう特定業者というのか、そういう形の人方だけだとは思いますけれども、これからの時代は必ずそういう形にならないと、これからの、今のこの七戸町なんかの稲作づくりというのですか、そういう形をどう考えてもそういう方向に向かわざるを得ないと思うのですけれど

も、その辺のところはどういう認識でしょうか。

○委員長（原子　孝君）　農林課長。

○農林課長（森田耕一君）　お答えいたします。

実は、この米の栽培の収量の関係につきましては、町全体に対して県より配分ございます。その中で、先ほどの規約の特別部分とかというのは、ちょっと区分けございませんで、町一本で配分が来ることになっております。それに基づきまして、町の農家全体を考えて、これは国、県、それから町内の各農業団体の代表者、それから生産農家等を加えた町で、地域水田農業推進協議会がございます。この中で、町の転作といいますか、農業の振興に関しての協議会を開いて、総会で、今度は一定一律配分だとか傾斜配分だとかというふうなのを決定すると、それで現在配分、平等のあれをもちまして一定一律配分を行っている状況でございます。

○委員長（原子　孝君）　８番委員。

○委員（三上正二君）　まさしく今の現状はそういうふうなことだと思います。だけれども、何回も言いますけれども、これで終わりますけれども、七戸町、特に米の転作絡みの形の、どういうふうにするのか、どんどん小さい農家はやめるし、きのうも言ったみたいに、町長さん言うように、３５０戸も認定農業者もある、でも、それが、一つは、その単一栽培でどんどん伸ばしていこうと、ここにいる瀬川さんはまさしくその一番の第一人者ですけれども、そういう人もあるでしょう。また、逆にそれだけではなくて、同じ大型の中でも、田んぼを１０町歩なり１５町歩ぐらいで、また畑を何町歩という形も出てくるでしょう。でも、特に田んぼだけを単一でやろうとすれば、必ず間違いなく自分で契約栽培しようとするのですよ。そのときに、全部が一体みんな、とかきしてみんな平等だと言えば、だれもやりたくなる、やれなくなるのです。みんなしてこのままでは悪くなる、どんどん落ちるのを救うのも確かに必要です。だけれども、農業という形でここの七戸町の水田、稲作農業をどうするかというときは、必ずそれにぶつかる。がために、それこそ集落営農も育たないのです。そういう方向ではないから、今難しいのはわかります。そういう減反だとか、いろんな形の問題があると思いますけれども、その辺のところは、これからその肝を据えて、方向性をつけてやってください。要望で終わります。

○委員長（原子　孝君）　そのほか質疑ございませんか。

２番委員。

○委員（佐々木寿夫君）　５８ページ、第５款労働費について要望意見を述べたいと思います。

１１０万７，０００円ということで、前年度よりも３万５，０００円減っているのですが、今、労働者の雇用が大変な状況にあると。賃金も大変な状況にある。こういうときに、この労働費というのは、労働者の福祉や厚生事業などに使われるお金ですので、まず、この労働費の中で、労働者が首を切られたりして仕事がなくなって困った、緊急にお金が必要だ、そういう場合には、緊急に労働者に対してお金を貸す、そういうふうな資金

を設けるべきではないか。

二つ目、労働者が首を切られたりしたら、当然、労働組合などがあるところは組合でそれらをはね返すために今いろんな運動をするわけです。七戸町にも労働組合がある。しかも、民間の組合で大変頑張って、臨時のほとんど正規の社員で雇っているそういうふうな会社もあって、それらの労働組合も頑張っている。しかし、それらの労働組合、そんなに強い大きな組合でもないために、お金もないわけですから、これらの労働組合の活動に対して補助をする、そういうことも考えるべきではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（原子　孝君）　町長。

○町長（福士孝衛君）　それでは、お答えを申し上げます。

今、佐々木委員がお話しのように、非常に厳しい状況が続いていることは私どももしっかりと認識をいたしております。ここに計上しております金額は、備考のほうにもあるように、野辺地の対策委員会ですか、そこと、それから学校の９９万円ですか、９０万円ですか、その額であります。新たにもっとそういう対策を講じるような予算項目を持ってやってくださいということでありますけれども、今回は、これはもう審議中でありますので、今後、状況を見ながら考えていくべきものと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。私としては、そういうものもあってもいいのかなという思いはいたしておりますけれども、これからもひとついろいろ提言しまして、実現できるように頑張ってくださいますようにお願いしたいと思います。

○委員長（原子　孝君）　２番委員。

○委員（佐々木寿夫君）　ぜひ次の町長に申し送りしてくださることを強くお願いします。

もう一つ、私がこの予算書を見て非常に不便だなと思ったのは、この節の説明のところであります。というのは、前年度の節の説明と、ことしの節の説明が、同じのが順序が違うわけですよね。そこで、私も予算を調べていくときに、場所が違うためにすごく苦労するのですよ。そこでお願いなのですが、来年からこの予算書をつくるときには、前年度の節と大体合わせてもらわないと、とにかく大変苦労しますから、そのこともお願いします。

○委員長（原子　孝君）　あと、そのほか質疑。

１４番委員。

○委員（田島政義君）　確認だけ一つ。６９ページ、観光費、これは天間林観光協会というのが補助乗ってないのですが、七戸町観光協会はあるのですが、これは会費、補助をもらって活動をしているのですが、そういういろんな観光の会議に行くと、天間林観光協会長という名前がつくのですが、これ、実存しているのですか、どうですか。その辺確認一つ。

それから、さっき生涯学習課のほうで、たしか史跡七戸城買上の管理委託料、これは町

の町単でやってるというけれども、これからの買い上げについても、今までよく、文化庁から補助事業をもらっていると買い上げしているのですが、話によると、文化庁と余りうまくいってないという話を聞いているのですが、その辺、今までどおり予算をもらえるのかどうか、その辺二つ答えてください。

○委員長（原子　孝君）　商工観光課長。

○商工観光課長（米内山敬司君）　田島委員にお答えいたします。

確かに委員おっしゃるとおり、この予算書にも天間林観光協会ということで乗ってはございませんし、今現在、昨年もそうでしたが、七戸の観光協会と一緒に活動していただきたいということで再三お話をしているところですが、まだなかなか、会長さん、こちらにいるのですが、なかなか御承諾もいただけなくて、行き詰まっているのが本当のところでございます。ただ、活動につきましては、会長さんのほかにきっと何名かいるというお話はしますけれども、実際御名簿もなかなかいただくこともできないような状況でございます。ただ、このままだと会議のほうにだけ御出席ということですので、なかなか実態がないような状況が続くと非常にまずいなということで私も考えておりますので、できるだけ早い時期に一つにするように、また進めていきたいと思いますので、御了承をいただきたいと思います。

○委員長（原子　孝君）　教育長。

○教育長（新谷勝弘君）　１４番委員にお答え申し上げます。

文化庁との関係で、史跡の土地の買い上げということで、文化庁と余り仲よくなくなっているのではないかという御指摘でございますが、実はそのように議会で一度御指摘を受けた後に、１カ所、一番最後ですけれども、土地の買い上げは行っております。あそこに住んでおられる方々にも説明会の中で、土地の買い上げに関しましては皆さんのほうからぜひ買っていただきたいということで、相談が来れば、こちらのほうで手続をしていきますと、こういう回答を出してございますので、こっちから買い上げますということではなくて、住んでいる方の御要望におこたえしながらということで、私は買い上げが可能であると、このように考えてございます。

以上でございます。

○委員長（原子　孝君）　１４番。

○委員（田島政義君）　町長、観光課長の説明聞いたのですが、やっぱり協会と名がつけば、会員が何人いて、予算書があって、実存するのであれば、やっぱり会費をもらわないと全くの任意の団体みたいなものにですね、幾ら合併といったって、合併に値しないと私は思っているから今確認したのですよ。やっぱりあるのかないのか、町だって全然予算もつけない、そういうもの出てこないものに対して、協会と言えるものかどうか。やっぱり、普通少なくとも、そういうのであれば、当然、会員が何名いて、１人年会費幾らで、法人会費は幾らでと、それであって公になると思うのです。それが全く実態つかめないのであればどうにもならないでしょうね、ないものと等しいわけですから、町側もそういう

ふうなきちっと確認を、総務課なりあれではちゃんとしていただきたい。担当課ばかりでないのです。町の実態を見るには、総務課だってちゃんと見ておかなければいけないでしょうから。ただ単に名前つければ、届ければそういういろんなものに出れるのかということになれば、私はいろいろ問題があると思うので、やはりせっかくそういう一つの観光課で呼びかけしているのであれば、実態がないものに幾ら呼びかけしたって、１人置いてこれは会長だっていったって、これも困るでしょうから、その辺ひとつ確認して努力して、せっかくもう合併していますから、そういうものも進めて、七戸の観光もどんどん進めていかないと、いろんなお祭りでも、旧天間のほうからもお手伝いさせてもらっているし、いろんな事業でもみんな呼びかけして一緒にやっていこうということになっていますので、その辺、もう、見切り発車と言えば見切り発車になるのかどうかわからないのですが、その辺、もう、ことしだって、去年の総会でそういうふうな状態ですから、町長はもう４月で終わりですからしゃべってもしようがないのですが、残りの期間でその辺がわかれば、やはり道筋を立てたいということですから、道筋を立てていただいて、間に合わないと思うのですが、それでもそういう状態であればそういう状態なりに進んでいく、町長、認識だけしておいてもらえれば。ひとつよろしくお願いします。

○委員長（原子　孝君）　町長。

○町長（福士孝衛君）　御指摘いただきましたけれども、私もその内容等についてはよく存じ上げていません。ただ、補助金もらわないから観光協会が存在しないのだという考え方はいかがなものかという思いもあるわけであります。というのは、補助金もらって活動してどうとかって、もらわない団体でもそういう団体として存在しているのもあるわけですので、そういうものなのかどうか、よく検討をしてみたい、また調査をしてみたいと思います。

また、本当にいろいろ前向きの発言をいただきました。ぜひ商工会のほうもそうなるように、ひとつよろしくお願いして終わりたいと思います。

○委員長（原子　孝君）　そのほか質疑ございませんか。

３番委員。

○委員（瀬川左一君）　建設課からお尋ねしますけれども、七戸の町道の中で、町道のわきに必ずＵ字溝があるのですけれども、そのＵ字溝がすべてが完全に、つくったときはきれいになっているのだけれども、今大分、見ると埋まっている、片方はいいのだけれども、片方はまた埋まっているとかということであるのだけれども、それで、私、一般質問の中で、雇用のことで話しているのだけれども、今そういうＵ字溝がきれいになされていないと、このごろは、雨というのはゲリラ雨というのか、物すごく降ったとき、その排水とかいろんなので災害が起きたり道路が崩れたりしているのがあるのだけれども、建設課のほうでは、雇用は草刈ったりなんかするだけというようなものの、Ｕ字溝の掃除もということも入っているのだけれども、そういうふうな雇用の対策を絡めながら、春、雪が消えれば、草がおがる前はよく見えるし掃除もしやすいということであるのだけれども、そ

の辺はどう考えているのか、建設課のほうは。

○委員長（原子　孝君）　建設課長。

○建設課長（天間一二君）　３番委員にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、古く道路整備された部分には土砂が埋まっていますけれども、年次ごとに単独ででも整備してまいりましたけれども、今後も、今言われたように、雇用創出事業等を利用しまして、そういう部分をできるだけ解消していきたいと思います。また、Ｕ字溝が設置されていない部分もございますので、その未整備部分も調査しながら、古い側溝なんかでも利用しながら整備に努めてまいりたいと思いますので、御理解願います。

○委員長（原子　孝君）　３番委員。

○委員（瀬川左一君）　町道はだれでも走れて、よく見えて、どこが埋まっているかというのはよく目につくのだけれども、今この緊急の対策の中で、国なんかでもこういう雇用対策について緊急の事業費を出しているのですから、これを機会として、一回にやるといえば物すごい長い町道になると思いますので、見ると非常にこれ、何とかならないのかなと思って、私もいつも走って見ているのだけれども、その辺も、何とか、やっぱり災害等も防げるし、雇用対策にもなるし、そういうときこそ町道をきれいにすることが必要ではないかと思いますので、要望ですのでお願いします。

○委員長（原子　孝君）　そのほか質疑ありませんか。

１１番委員。

○委員（川村三十三君）　先ほどの教育長の答弁の中で確認したいことがございます。それは、七戸城址に居住する方々の移転でございます。これから移転の申し出があると役場で対処する、それでよろしいですか、そのお金はどこから出るのですか、その辺のところ。移転に伴う、毎年１戸ずつですか。それとも、希望者を募って何戸でも一回にやれますか。その辺のところを聞きたいわけです。担当課長、学務課長だと思うのですが、対応できますか。教育長言っていますから、教育長はそういうことを今おっしゃいましたから。周知徹底させるには、やはり広報で出さないといけないと、また、その関係する町内で説明会を持たなければならないのではありませんか。それが可能かどうかをお知らせください。

○委員長（原子　孝君）　教育長。

○教育長（新谷勝弘君）　１１番委員にお答え申し上げます。

先ほど、土地買い上げに関してお答え申し上げました。今、先ほど、在住の方にというお話を申し上げたわけですけれども、おととしですか、あそこの住民の方々に集まっていただきまして、説明会を開いてございます。その際に、もし移転をという希望があるのであれば、移転する３年ぐらい前に申し出ていただきたいと、こういうお願いをしてございます。一回に全部来られると、これは対応大変なわけですけれども、文化庁のほうからの補助金を利用し、当然、町からの持ち出しも出てくるわけですけれども、対応していきた

いと、このように説明はしてございます。

以上でございます。

○委員長（原子　孝君）　１１番委員。

○委員（川村三十三君）　最後です。希望がなければ、そのまま城跡に残しておきますか。今説明をした、あれは強制的に移転させるのではないのですか。いつまでもいてもいいの、私はここにいたいと言えば、そこに。ただし、修理とか補強とか、そういうようなことはできないわけですから、つぶれるまでいるということは、とても教育委員会としてもできないでしょうけれども、希望者を待つのですか、それとも１戸１戸に当たって、あなたのところは指定したいからやってくださいと言うのか、その辺のところを明確に答弁してください。

○委員長（原子　孝君）　教育長。

○教育長（新谷勝弘君）　お答え申し上げます。

私のほうでとらえているのは、そちらからの要望が来た場合と、このようにとらえてございます。（発言する者あり）

こちらから、あなたのところを買い上げますので立ち退いていただきたいというようなことは、こちらから出るつもりはございません。

以上でございます。

○委員長（原子　孝君）　１１番委員。

○委員（川村三十三君）　そうすると、七戸城址の城跡の整理はいつできるの。今いる方々が、おれは移りたくないと居座ったら、七戸の城跡の整備も何もできないでしょう。それ、いかがいたしますか。

○委員長（原子　孝君）　教育長。

○教育長（新谷勝弘君）　居座れれば困るわけですが、史跡の指定ということですので、やはり当然、強制的には立ち退いていただくというわけにはいきませんけれども、向こうの来るのを待ちながらというつもりでございます。だから、いつまでも居座られるということになれば困るでしょうと言われれば、確かにこっちも困りますけれども、立ち退きなさいということになれば相手も困るのではないかと、私はそのように思いますけれども。今のところは、せんだっての、去年、おととしの説明では、そちらからの申し出を待つという形でとらえてございました。

○委員長（原子　孝君）　そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　討論がありますので、これより討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

２番委員。

○委員（佐々木寿夫君）　福士町長の最後の予算案に対して反対をいたします。

町長は、公正なくして信頼なし、信頼なくして創造なしと、よく言っております。私もそのとおりに考えております。町づくり計画に基づいて、三位一体の政策の中、アメリカ発の同時不況の中、予算を編成するのに大変であったと思います。町長は、八つの基本方針に基づいて予算編成を行いました。内容を私も毎日眺めて、何かないかといろいろ考えてみましたが、細部にわたってきちんとした予算編成になっております。とりわけ、都市基盤の整備や産業、健康福祉、教育など、きめ細かな対策がなされております。

しかし、次から問題です。新幹線を開業し、どんな町をつくっていくのかのビジョンを十分に読み取ることができません。一つは、農工商連携による産業の振興、これに対してどの程度の予算が配付されているのか。また、新エネルギーの開発については、ほとんど予算の配分がない、あるいは、子供たちの教育などに関して、一般質問でも討論されていた地域コミュニティーの創造、これらの問題についても十分な予算の配分とは言えない。さらに、教育、医療、福祉など、一番雇用が充実される、いわばマンパワーの開発について、国からもさまざまな雇用創出の予算がついていますが、この辺についても不十分ではないか、こういうことを感じるわけであります。

さらに、先ほど私が申しましたが、この労働者の首切りが続いており、３月で期限切れになる労働者が、また４月になると仕事を失う、こういう中で、労働費が昨年と全く変わりがないということは、町長もこの問題については触れていますが、しかし、実際予算を見ると、労働費は変わりはない。こういうことであれば、労働者の福利や厚生に対して十分な配慮がされていないのではないか。

以上のようなことを私は予算から考えるわけであります。

したがって、本当にきめ細かな予算を配分しているが、実際、これからの七戸町の新幹線が来た、そして１年たった、２年たった、その後の目指した町づくりにとって必要なそのことについての予算の配分は十分ではないのではないかというふうなことを考えまして、私は反対したいと思います。

以上です。

○委員長（原子　孝君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

１番。

○委員（附田俊仁君）　賛成討論を一言述べさせていただきます。

２０１０年度、平成２２年度ですが、間もなくもう１年でございます。福士町長には、もう２年、開業まで本当はやっていただきたかったのですが、御勇退されるという並々ならぬ決意をされることには、私、大変感銘を受けております。

そこで、ことしの２１年度予算は、新幹線開業に向けて準備段階の最終年度でございます。したがって、この予算を通していただき、そして、町政の予算的な根拠づけ、これをもって組織的に、なおかつマンパワーを十二分に発揮していただいて、新幹線がこの町に

多大なる潤いを持ってくるよう、皆様にはなお一層の御努力をいただきたいと考えます。

したがいまして、私は今年度予算を速やかに通過させ、我々議会の後押しをもって、ますます皆さんに頑張っていただきたい、このように考えておりますので、賛成したいと思います。

以上です。

○委員長（原子　孝君）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（原子　孝君）　起立多数であります。着席お願いします。

したがいまして、議案第１１号平成２１年度青森県上北郡七戸町一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、暫時休憩をいたしたいと思います。

休憩　午後　２時４５分

再開　午後　２時５５分

○委員長（原子　孝君）　それでは、休憩を取り消し、会議を開きます。

議案第１２号平成２１年度七戸町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。１１２ページから１１６ページまでの歳入全般にわたり発言を許します。

１１番委員。

○委員（川村三十三君）　これは担当課長からですが、１９年度の決算書を見ますと、例えば未収額とか、そういうようなものを比べてみると、我が町でも国民健康保険税を若干でも下げる余地があると私は判断いたします。したがって、こういうように、財政は不如意だけれども、その根本になる、みんな町民が懐ぐあいがいいかというと、そうでもない事態に、私は１円でも１０円でも下げれないかなという希望的観測を持っているのですよ。簡潔に答えてください。あとは聞きませんから。

○委員長（原子　孝君）　町民課長。

○町民課長（岡村茂雄君）　お答えいたします。

１９年度の決算、たしか２，０００万円ほどの剰余金出ましたのですが、１５億円の中の２，０００万円でございますので、年度末でやっと、とんとんになったという受けとめ方をしております。そういう中で、国保税の引き下げ、お気持ちは十分わかりますけれども、医療費が、ごらんのとおり３％、４％、毎年ふえている関係もありまして、国保税、

大体２年、３年間を見通した保険税を決めるわけなのですけれども、毎年下げたり上げたりするというのもちょっとうまくないというあれがあるものですから、上げるのを予防していきたいというふうに考えております。

○委員長（原子　孝君）　１１番委員。

○委員（川村三十三君）　未収額を考えた場合に、隣に税務課長いるからなんだけど、億単位の未収額ですよ。いいですね。２，０００万円は繰り入れ出した、それね。なおかつ、繰入金があるぐらいですから、それに未収額を足せばですよ、酷なことは申しません、ただ、やり方によっては下げれる余地は我が町にあるということを申し述べたかったのです。ですから、そういう意味で、これからも後期高齢者の医療問題等もありますが、今、厚労省が一生懸命頑張っているのですが、元気な舛添大臣が、このごろだんだんだんだん元気がなくなっているのですよ。町長と同じように、あと何時間もないって言ってたけど、だんだん今までの元気が、あの発想が、厚労族によって抑えられて、後期医療制度の問題についても大変おかしくなってきたのですが、私は別に、国民皆保険制度のこのものを否定するものではないのですよ。ないけれども、できるだけ低額で、そしてサービスをしてもらいたい。本当にもし選挙でやるのだったら、自分で高額負担をしながら補償制度も高い補償制度をやるかどうかということは、これは国政の選挙でなければできない問題ですから、多くはしゃべらないけれども、今申し上げているのは、課長に対しては、その未収金制度は、回収すれば何とかなるなと、億単位だもの。これ、何年かたって欠損ですとばっとやられると、ますますこれは大変なことになるからです。

以上です。

○委員長（原子　孝君）　そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　次、１１７ページから１２３ページまでの歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　次に、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　討論がありますので、これより討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

２番委員。

○委員（佐々木寿夫君）　皆さんの温かい励ましの声をしっかりと支えにして、これから反対討論を行いたいと思います。

私は、町民の生活を考えると、国保税が高いと、こういう声がたくさん聞きます。きの

うも言いましたが、おとといの一般質問でも言いましたが、年収３００万円ぐらいの世帯でも、１年間の国保税が３０万円を超えるわけです。年収３００万円ぐらいの世帯で子供が２人いて３０万円を超える、こういうふうな税金では、本当に大変だというふうに考えます。現在も滞納世帯数は３７５、３，５１２世帯のうちの１０％を超える滞納があるわけです。しかし、町では大変きめ細かく頑張っているため、子供を持っている家庭からは保険証を取り上げることはしておりません。また、保険証も３７５世帯が滞納しているにもかかわらず、２０世帯だけを保険証を取り上げているということにしているので、町でも大変頑張っていることはわかりますが、私は、この国保税は、何としても１円でも２円でも安くしてもらいたい、特に平成１９年度の決算などを見ると、そのことを感じるので、私はもう少し国保税は安くできないかと、そういう立場から反対をしたいと思います。

以上です。

○委員長（原子　孝君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案の採決は起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（原子　孝君）　起立多数です。着席お願いします。

したがいまして、議案第１２号平成２１年度七戸町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第１３号平成２１年度七戸町老人保健特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。１３０ページから１３２ページまでの歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第１３号平成２１年度七戸町老人保健特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第１４号平成２１年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。１３８ページから１４１ページまでの歳入歳出全般にわたり発言を許します。

１１番委員。

○委員（川村三十三君）　先ほども若干触れましたが、やはり後期高齢者医療制度というものは、これはやはり過疎地においては大変なこれからの負担になると思います。したがって、私は国民健康保険税とともにやらないと、老人の負担だけでなしに、若者の負担にまで及ぶということを懸念した場合に、このことに私は、本当に議会等の決議を得ながら、政府並びに厚労省あたりに私は請願書を出すべきだと、こう思っているわけです。御賛同いただければ幸せでございます。このことについて、担当課長より答弁があればお願いいたします。

○委員長（原子　孝君）　町民課長。

○町民課長（岡村茂雄君）　お答えいたします。

決議とかとなれば私の範囲を超えますけれども、後期高齢者の保険料ですけれども、御存じのとおり、これは県全体となりまして、広域連合が決定しているわけなのですけれども、２０年度でもいろいろ報道等でも毎日のように出ましたのですが、それがありまして、低所得者の保険料が従来より７割軽減が９割まで軽減されたという経緯もございますし、また、低所得者の所得割も、１３０万円以下の場合には所得割が半額になると、そういう措置もされておりますので、今後、国会でも見直し云々されておりますけれども、その行方がどうなるのか、その辺も見守らなければならないかなと感じております。

以上でございますけれども。

○委員長（原子　孝君）　そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第１４号平成２１年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第１５号平成２１年度七戸町介護保険特別会計予算を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。１５０ページから１５３ページまでの歳入全般にわたり発言を許します。

２番委員。

○委員（佐々木寿夫君）　介護保険料がことしは値下げされたというふうに伺っていますが、基準額が５，５９８円だったのですが、４月からは第４期だかの介護保険料の基準額はどの程度になったのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（原子　孝君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（桜田　明君）　佐々木委員にお答えいたします。

第３期の基準額は、月額で言いますと５，５９８円です。それから、第４期の、ことしの４月１日からになりますが、月額５，０８０円で５１８円安くなったことになります。明日の第２７号議案でも出しますが、一部改正ということで、年額にしますと第１段階は３万４８０円、第２段階も同じく３万４８０円、第３段階では４万５，７２０円、第４段階では６万９６０円、第５段階では７万６，２００円、第６段階では９万１，４４０円という基準額になりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（原子　孝君）　２番委員よろしいですか。

その後、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　次に、１５４ページから１６２ページまでの歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　質疑がないようですので、次に、歳入歳出全般にわたり発言を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第１０号平成２１年度七戸町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第１６号平成２１年度七戸町介護サービス事業特別会計予算を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。１６８ページから１７０ページまでの歳入歳出全般にわたり発言を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第１６号平成２１年度七戸町介護サービス事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第１７号平成２１年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。１７６ページから１７７ページまでの歳入歳出全般にわたり発言を許します。質疑ございませんか。

１１番委員。

○委員（川村三十三君）　歳出の霊園管理委託料というのは、業務委託料ですが、これはどこへ委託していますか。そしてまた、業務委託の中で、いつごろこれ、業務をやっているのですか。

○委員長（原子　孝君）　社会生活課長。

○社会生活課長（附田繁志君）　お答えいたします。

この霊園管理業務委託先は、中部上北シルバー人材センターでございます。その業務でございますけれども、管理棟がございますので、管理棟のかぎの開閉というふうなことは年中行っております。また、除草作業につきましては、５月、７月、８月、９月と、また、薬剤散布等の作業につきましても、４月、７月、８月、９月と、そのほか、屋外清掃作業等につきましては、４月、１１月と、こういうふうになっております。

以上でございます。

○委員長（原子　孝君）　１１番委員。

○委員（川村三十三君）　これは何人でやっているのですか。

○委員長（原子　孝君）　社会生活課長。

○社会生活課長（附田繁志君）　お答えいたします。

これは、年間にしますと３６５日分ですので、３６５人と、こういうふうになっています。

○委員長（原子　孝君）　１１番委員。

○委員（川村三十三君）　それも計算がおかしいな。３６５日と、そうなるのでしょうけれども、例えばお葬式の後に行って見てみるとか、お盆やお正月のあたり、それから、冬期間でも除雪やっていますか、冬期間の、例えばお墓に埋骨する場合なんかのときには、ここに道路つけていますか、いかがですか。

○委員長（原子　孝君）　社会生活課長。

○社会生活課長（附田繁志君）　お答えいたします。

雪の降った場合は、社会生活課の職員が除雪しております。それから、年間の管理作業とございますけれども、この開閉につきましても、平日、夏場の場合、４月から９月までは８時から９時までの午前中１時間、午後は４時から５時までの１時間、冬場につきましては、３時から４時までの時間をかぎをあけております。

以上です。

○委員長（原子　孝君）　１１番委員。

○委員（川村三十三君）　町長、お聞きですか。雪とろけを課でやっているということになれば、委託業務ということになれば、それは委託業務としては除雪は排除してそのほかの部分はやってほしいという、そういう委託業務の中の契約書か何かあるのですか、どうですか、作業日程等についての契約はあるわけですか。今初めてではなくて、あそこはサービスでやってくださっている方もいらっしゃるのですよね。ただ、除雪を何で役場職員が行くの、委託していたら、私はそう思いますよ。草取りとか、それから葬儀の後始末をやっていなかったら後始末をするとかということだったら私わかるけれども、何か作業の内容にきちっとした取り決めがないように思うのですが、いかがですか。

○委員長（原子　孝君）　社会生活課長。

○社会生活課長（附田繁志君）　この契約書の中には、年間きちっと、先ほど話ししたように、除草作業の計画、除草作業の場合であっても、草取りはいつ、草刈りはいつ、桜等の木の薬剤散布はいつ、こういうふうにもう年間計画的な内容で契約しております。

以上です。

○委員長（原子　孝君）　１１番委員。

○委員（川村三十三君）　本当にあそこの場所は、霊園としても私はいいところだと理解していると。ただ、墓地全体が北傾斜になっているんだよね。あれ、そうではなくて、だんだん上がっていけばお日様を見るにいいのだけれども、あの北傾斜というのは何かと。ただ、いいあんばいに桜が出ていますから、七戸町で観桜会やる場所がこのごろなくなったのですよ。ツツジはありますけれどもね、観桜会の場所としてはあの辺がいいものだから、例えば犬の放し飼い等々気をつけていけば、あの辺は非常に町民の憩いの場にもなろうかと思うので、管理方、担当課で十分に御配慮していただきたい。あと答弁要りません。

以上です。

○委員長（原子　孝君）　そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第１７号平成２１年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第１８号平成２１年度七戸町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。１８５ページから１８９ページまでの歳入歳出全般にわたり発言を許します。

１１番委員。

○委員（川村三十三君）　一般予算書で聞こうと思ったのですが、それ外してしまいましたが、合併浄化槽等においては、受益者負担だろうと思うのですけれども、倉越の住宅については、住宅費から一たん町の財政入れて、そこからまた出しているのですか、そこのところをお聞きしたいのです。もう一度言います。家賃の中に合併浄化槽の処理費等も含まったものを町がいただいて、そこから委託料として出しているのかどうかです。これは建設課でしょうか。

○委員長（原子　孝君）　建設課長。

○建設課長（天間一二君）　倉越団地の浄化管理のことで御質問ございましたので、１１番委員にお答えします。

浄化槽管理費は、使用料のほかに共益費として、各棟の共用部分と浄化槽管理費として月額２，０００円、共益費として各世帯から徴収しております。

○委員長（原子　孝君）　そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第１８号平成２１年度七戸町公共下水道事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第１９号平成２１年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。１９６ページから１９９ページまでの歳入歳出全般にわたり発言を許します。質疑ありませんか。

１１番委員。

○委員（川村三十三君）　天間地区と七戸地区の水道本管のドッキングというもの、計画が出ているわけですが、たった１本だけですか、本管のドッキングは。

○委員長（原子　孝君）　１１番委員、これ、水道事業関係で質問されたらいかがでしょうか。（「今、水道でなかったか」と呼ぶ者あり）

集落排水です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第１９号平成２１年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第２０号平成２１年度七戸町水道事業会計予算を議題とします。

これより、質疑に入ります。

２０１ページから２１８ページまでの水道会計全般にわたり発言を許します。

１１番委員。

○委員（川村三十三君）　先、先と読んでいるものですから、水道が滞りなく流れるようにと思って私が一番開いていたので、先ほどと同じ質問でございますから、お答えください。

○委員長（原子　孝君）　上下水道課長。

○上下水道課長（神山俊男君）　ただいまの質問にお答えいたします。

七戸地区の水道と天間林地区の水道、これをつなぐ予算案を１本提案させていただいておりますけれども、これは将来的な計画、３カ所を我々想定しております。まず、今回予

算計上させていただいております１本目の町道七戸鳥谷部線、これが２１年度に実施したい旨の予算案となっております。そのほかの２本と申しますのは、国道３９４号線上で、いわゆるみどり荘さんがあるあの辺の位置から天間林の長沢地区を結ぶルート、これが二つ目。それから、３本目として、倉岡地区と天間林地区の古和備地区を結ぶ、この三つのルートを将来的に向けて想定しているところでございます。

○委員長（原子　孝君）　１１番委員。

○委員（川村三十三君）　今、課長が答弁していただいたのですが、私は、鳥谷部地区は私は了解できるのですが、その上の古和備と倉岡を結ぶということについては、余り上のほうにあって、集落が少ないのではないのかなと思っているわけですよ。あそこ、十二分に水量だってあるでしょう。あるいは白石から行くのは古和備まで行っていますか。あれは何も町長のところの倉岡につなぐ必要ないのさ。倉岡の水は非常にいいところなのです。あのみどり荘さんと長沢地区とつなぐということは、これは了解できる。それは了解できる。その本管を延ばしてくれば榎林にもつながるわけであります。ですから、あれは倉岡につなぐ必要はないと思う。別にどうだということではない、水質がいいです、倉岡の水も。それから、あの坪の貯水タンクにあるのもすばらしい水でしょう。ですから、あれをわざわざ古和備のところの倉岡川をまたぐ必要はないではありませんか。確かに、四ヶ村と榎林をつなぎますと、大きな天間川を越えなければいけませんから相当な金がかかると思うけれども、何であれば１カ所でもいいのではないか。それで私は十分だと思いますよ。だから、水量が、非常時の場合を考えてとなれば、非常時になったら考えればいいんだよ、そのときは。ということは、非常時のときにというのは、八戸の例を見て非常時の場合を考えるということなのですよ。いいですね、だからそのことを言っているわけですから。まだあと３分ある。そういう意味で、私はこれから、水道課、非常にいい経営をやっておりますから、そういう点で健全なものをやってほしい。

最後に、どうしても会計検査員に聞きたいのです。今まで全部これやりましたね。今度は連結決算方式が出てくる。ことしからは連結決算方式が出てまいります。早速９月の議会で出るでしょう。これ、どういう方向で出るのでしょうか。今までどおり各特別会計ごとに、別々にこれやるのですか、これは。もし総務課あたりでもわかっておりましたら、連結決算方式についてお知らせいただきたい。財政課かな、これで終わりですから。

○委員長（原子　孝君）　企画財政課長。

○企画財政課長（楠　　章君）　ただいまの連結決算関連の御質問にお答えします。

連結決算の会計の支消の扱いについては、公会計の新しい取り組みということで実施されるわけですけれども、おのおのの会計の決算は今までどおりのやり方で処理されるものと。ただ、それを、いわゆる連結決算での会計処理上の統計調査のための書類の作成ということになろうかと思いますので、やり方は今までのとおりの各会計ごとの、例えば、決算であれば、決算処理ということになると思います。

以上です。

○委員（川村三十三君）　こういうような方法で今度はないわけでしょう、見やすいようにバランスシート方式でもってずっと出すものか、その辺は指導していますか、来ているのですか、こうやれと。

○委員長（原子　孝君）　企画財政課長。

○企画財政課長（楠　　章君）　いわゆる決算の資料の作成部分のみの扱いになりますので、各会計の決算については、報告については、今までどおりのやり方、様式に基づいてすると。それから、その全体を見た資料の作成については、今後、県等のやり方が総務省方式とか、いわゆる今まで通常のやり方をした方法、二通り示されているようですけれども、まだふなれなものですから、その辺は県とも指導をいただきながら、よりわかりやすい、私どもで処理しやすいような方法を取り入れて、勉強を重ねながらそういう処理をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（原子　孝君）　そのほか質疑ありませんか。

３番委員。

○委員（瀬川左一君）　水道課に聞くのですけれども、私、前にも聞いたことがあるのですけれども、今、民間の中に本管が入っているところは何カ所かありますか、ある程度の本管が。

○委員長（原子　孝君）　上下水道課長。

○上下水道課長（神山俊男君）　お答えします。

民地の中に水道本管を布設してある場所は、何カ所という部分、現在手持ちに件数はございませんが、地区で言いますと、瑞龍寺さん周辺のあの辺の住宅地において、水道管本管といってもそんなに太いわけではありませんが、住宅地、隣の家の宅地をお借りして、奥の二、三軒分に給水をするために本管を布設しているなど、そういう部分で、町内または郊外の畑なんかでもそういう箇所がございます。それで、年に予算の範囲とか工事できるできないのそういう事情等により、できるだけ対応したいとは思っておりますが、希望にかなえるだけの部分をすぐ消化できるような体制にはなっていないのが現状です。

○委員長（原子　孝君）　３番委員。

○委員（瀬川左一君）　実はこれを聞いたのは、私、所有権の移転で、畑に井戸を掘ろうとして、そこに苗代のハウスをつくって、何も考えないで、畑だから何もないところあって放っておいたら、水が噴き出して、それが鍛冶林地区、作田地区にすごい迷惑かけてしまって、その賠償金が二十何万円払ったのかな。私それで、水道課に前にも言ったのだけれども、やはりその民地に、人の土地に本管が入っていたら、例えばここに、その畑のうちの１カ所に、ここに本管がありますよというのを教えておけばよかったのですけれども、私、全然頭の中何もなくて、ぼんぼん掘っていったら引っかかってしまって、えらい目に遭ったのだけれども、その辺は、前にも話しているのだけれども、そういうふうな設置はしていますか、表示というのか、それはわからなければ掘って、金銭的な賠償的なのが水道課のほうへ発生するものですので、その辺どうなっていますか。

○委員長（原子　孝君）　上下水道課長。

○上下水道課長（神山俊男君）　水道という標識ございますけれども、後手後手ではありますけれども、その標識を立てるように努めているところでございます。また、当時、瀬川さんには、損害金として二十数万円負担していただいて、我々も御協力、御迷惑か御協力か、どっちかお互いわかりませんけれども、快く承諾いただきまして、本当にお礼申し上げます。

○委員長（原子　孝君）　３番委員。

○委員（瀬川左一君）　私は言いたいのは、普通の人だったら怒るのだけれども、私も立場が立場ですので、素直にすっと払いましたけれども、やっぱり一般町民とすれば、例えば高いところに札下げて、ここに本管がありますよというのだったらいいのだけれども、何もなくて自分のところで掘ってみたら本管にぶつかってしまっているから、そういうふうなのは一日も早く所有権の移転とかいろんなので、その人がわかっていても次の人にまた移っていればわからない点もあると思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（原子　孝君）　そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第２０号平成２１年度七戸町水道事業会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に審査付託された事件はすべて議了しました。

お諮りします。

本委員会の報告書の作成等は、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原子　孝君）　御異議がありませんので、報告書の作成等は委員長一任に決定しました。

これをもって、予算審査特別委員会を閉会します。

以上をもって、私の職務は終了しました。御協力ありがとうございました。（拍手）

閉会　午後　２時５５分

以上の会議録は、事務局長塚尾義春の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成２１年３月１２日

委員長　　原　子　　孝